

# 龍郷町自殺対策計画

令和2年3月

鹿児島県 龍郷町



## ごあいさつ



我が国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超える状態が続いていましたが、平成21年以降は減少傾向にあり、平成30年には2万1,000人を下回っています。その一方で、他の先進国と比べ自殺死亡率は高い水準にあり、依然として深刻な状態が続いています。

本町においても、毎年数人の方が自殺により亡くなっています。

自殺は、その背景に様々な要因が複雑に関係しており、心理的に追い込まれた末の死といえます。私たちは、地域社会全体で自殺対策に取り組む必要があります。

平成28年4月の自殺対策基本法の改正を機に、本町においても総合的な対策を推進するため、「龍郷町自殺対策計画」を策定することとしました。

本計画の基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない龍郷町の実現を目指して」とし、その具現化のために本町の全事業の中から精査した「生きる支援」に関連する事業を最大限活用して、様々な分野における施策、事業、取組等と密接に連携し、自殺対策を総合的に推進してまいります。

町民の皆様には、自殺を身近な問題として考え、一人一人が自殺予防の主役として取り組んでいただきますよう、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見とご提言をいただきました龍郷町自殺対策計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、調査にご協力いただいた町民の皆さまに深く感謝し、心からお礼申し上げます。

令和2年3月

龍郷町長 竹田 泰典

## ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画策定に関する事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の根拠.....	1
3 計画の期間.....	2
4 国の主な動向.....	2
5 鹿児島県の動向.....	3
6 計画の数値目標.....	3
<b>第2章 本町の自殺に関する状況</b> .....	<b>4</b>
1 統計データからみる本町の自殺の状況.....	4
2 町民アンケート調査結果からみる本町の状況.....	9
3 地域自殺実態プロファイル(2019)の概要.....	19
4 本町で重点的に支援を展開する対象者.....	20
<b>第3章 基本理念等</b> .....	<b>22</b>
1 基本理念.....	22
2 基本施策・重点施策.....	22
3 施策の体系.....	23
<b>第4章 いのちを支える自殺対策における取組</b> .....	<b>24</b>
第1節 基本施策.....	24
1 地域におけるネットワークの強化.....	24
2 自殺対策を支える人材の育成.....	26
3 町民への啓発と周知.....	29
4 生きることの促進要因への支援.....	31
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	36
第2節 重点施策.....	37
1 若者.....	37
2 高齢者.....	38
3 生活困窮者.....	39
<b>第5章 生きる支援関連施策</b> .....	<b>40</b>

<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>49</b>
1 推進体制.....	49
2 町民等への啓発と周知 .....	50
3 自殺対策を支える人材の育成.....	50
4 地域におけるネットワークの強化 .....	50
5 計画の点検・評価 .....	50
<b>資料編</b> .....	<b>51</b>
1 龍郷町自殺対策推進本部 構成員 .....	51
2 庁内ワーキングチーム 構成員 .....	52
3 龍郷町地域ネットワーク会議 構成員 .....	53



## 第 1 章 計画策定に関する事項

### 1 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスク低下を推進していく必要があります。

我が国の自殺対策は平成 18 年に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、それでも自殺者数の累計は毎年 2 万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはありません。

このような状況の中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に、自殺対策基本法が改正されました。改正法には、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

近年の自殺対策に関する情勢を踏まえ、「龍郷町自殺対策計画」を策定します。

### 2 計画の根拠

この計画は、自殺対策基本法第 13 条 2 項に定める「市町村自殺対策計画」であり、本町の実情を踏まえた自殺対策を推進するために策定するものです。

#### 【根拠法令（抜粋）】

##### 自殺対策基本法（第 13 条 2 項）

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

### 3 計画の期間

本計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、取組の進捗状況や本町の自殺の実態、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 4 国の主な動向

我が国においては、平成10年に自殺者数が急増するまでは自殺問題が行政上の課題とされることは少なく、その後も自殺対策について国全体としての基本方針は策定されませんでした。

このような状況の下、自殺予防活動や遺族支援に取り組む民間団体等から、「個人だけでなく社会を対象とした自殺対策を実施すべきだ」といった声が強く出されるようになり、国会においても平成17年7月には参議院厚生労働委員会において「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」が全会一致で行われました。この決議を受けて政府は関係省庁が一体となった取組に着手することとなり、平成18年6月に「自殺対策基本法」が成立しました。

平成19年6月には、自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針を定めた「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

その後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われ、平成29年7月に、「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

#### 【国の主な動向】

平成10年	全国の自殺者数が3万人を突破
平成18年6月	「自殺対策基本法」成立
10月	内閣府に「自殺総合対策会議」設置
平成19年4月	内閣府に「自殺対策推進室」設置
6月	「自殺総合対策大綱」閣議決定
平成20年10月	「自殺対策加速化プラン」決定（自殺総合対策会議）
平成22年2月	「いのちを守る自殺対策緊急プラン」決定（自殺総合対策会議）
平成24年8月	「自殺総合対策大綱」の見直し
平成28年3月	「自殺対策基本法の一部を改正する法律」成立
平成29年7月	新たな「自殺総合対策大綱」閣議決定



## 5 鹿児島県の動向

鹿児島県の自殺者数は、平成10年以降500人前後で推移し、その後、平成18年から平成28年までは減少傾向となっていました。しかしながら、平成29年からは増加に転じ、平成30年は273人と年間300人近い方が亡くなっていることから、非常に深刻な状況にあります。

このような状況の中で、誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県の実現を目指して、平成31年3月に「鹿児島県自殺対策計画」が策定されています。

### 【鹿児島県自殺対策計画の概要】

#### 【計画の数値目標（自殺死亡率）】

現状値（2015）	：19.0
目 標（2023）	：14.9
目 標（2026）	：13.3

#### 【基本方針】

- 1 生きることの包括的な支援として推進
- 2 関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進
- 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪として推進
- 5 関係者の役割の明確化及び関係者の連携・協働を推進

#### 【基本方針】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

## 6 計画の数値目標

自殺対策を通じて最終的に本町が目指すところは、国の自殺総合対策大綱にあり「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。

本町では毎年数人が自殺で亡くなっているという状況から、計画最終年度の令和6年度までに年間自殺者数を0人とすることを本計画の数値目標とします。

## 第2章 本町の自殺に関する状況

### 1 統計データからみる本町の自殺の状況

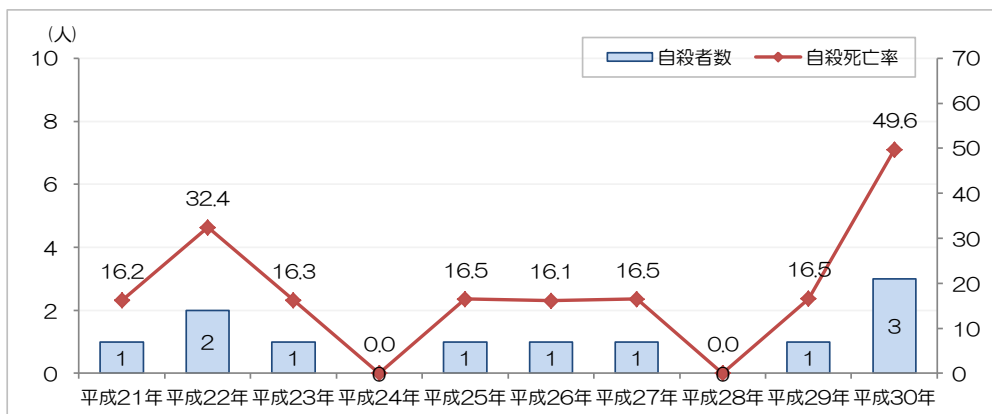
自殺者数に関する統計として主に用いられるものとして、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」があります。厚生労働省「人口動態統計」は日本における日本人を対象とし、住所地を基にした統計となっています。警察庁「自殺統計」は総人口（外国人を含む）を対象とし、発見地を基にした統計となっています。

#### (1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

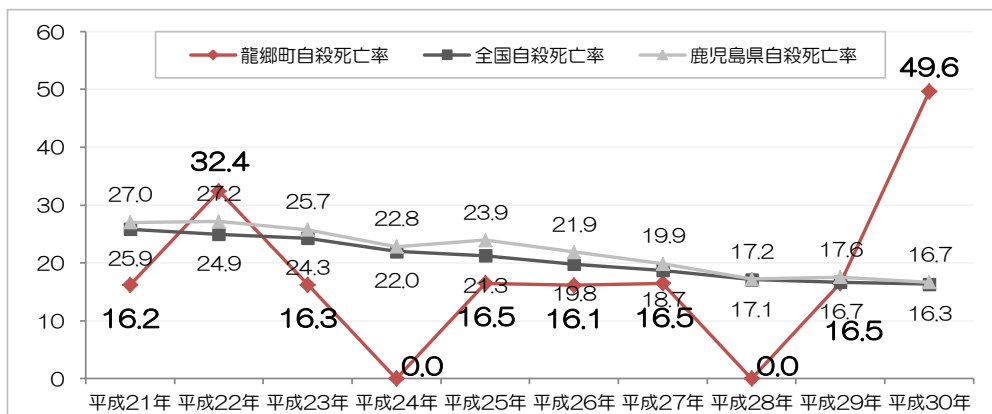
図1-1のとおり、本町の平成30年の自殺者数は3人、自殺死亡率は49.6となっています。

また、本町・全国・鹿児島県の自殺死亡率の推移（図1-2）をみると、概ね全国・鹿児島県を下回って推移していましたが、平成30年は全国・鹿児島県を上回っています。

【図1-1 龍郷町 自殺者数・自殺死亡率の推移】



【図1-2 龍郷町・全国・鹿児島県の自殺死亡率の推移】

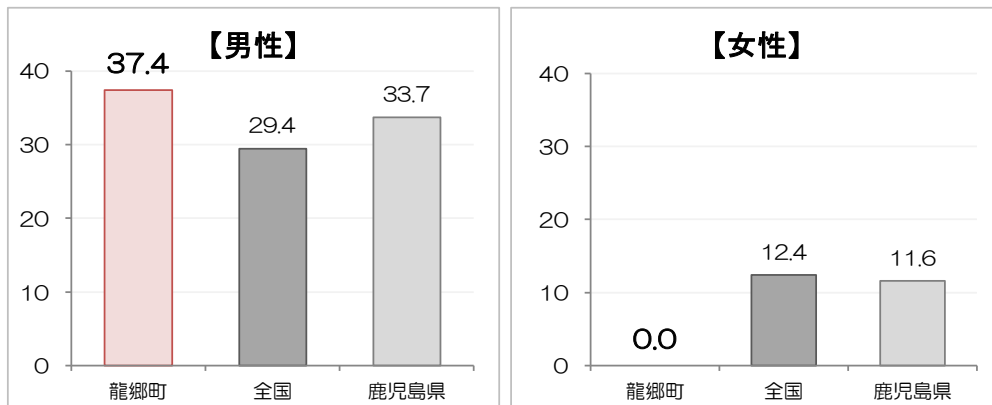


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

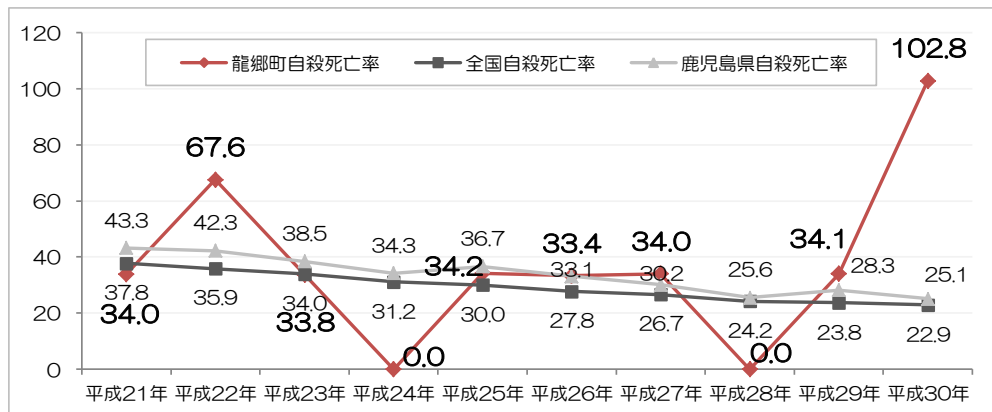
(2) 性別自殺死亡率の推移

平成21～30年（平均）本町・全国・鹿児島県の性別死亡率（図2-1）をみると、本町の性別自殺死亡率は男性が37.4、女性が0.0となっています。また、本町と全国・鹿児島県の平成21～30年（平均）性別自殺死亡率を比較すると、男性が全国・鹿児島県より高くなっています。

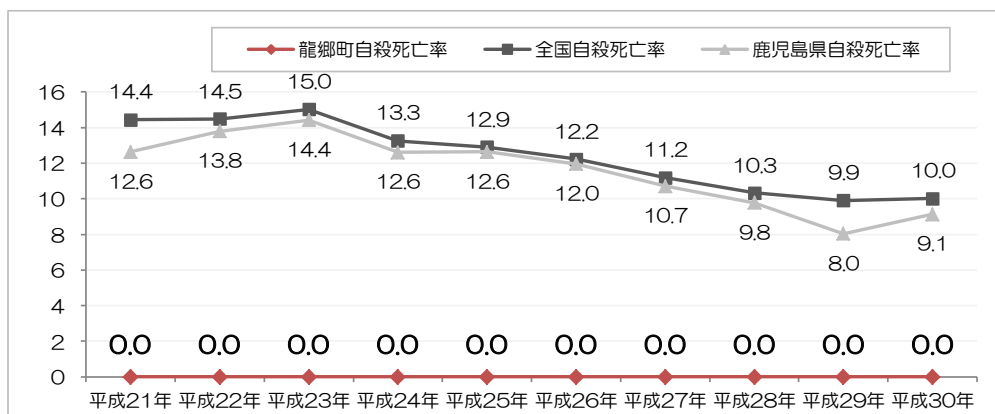
【図2-1 平成21～30年平均 龍郷町・全国・鹿児島県性別死亡率】



【図2-2 龍郷町・全国・鹿児島県の男性自殺死亡率の推移】



【図2-3 龍郷町・全国・鹿児島県の女性自殺死亡率の推移】

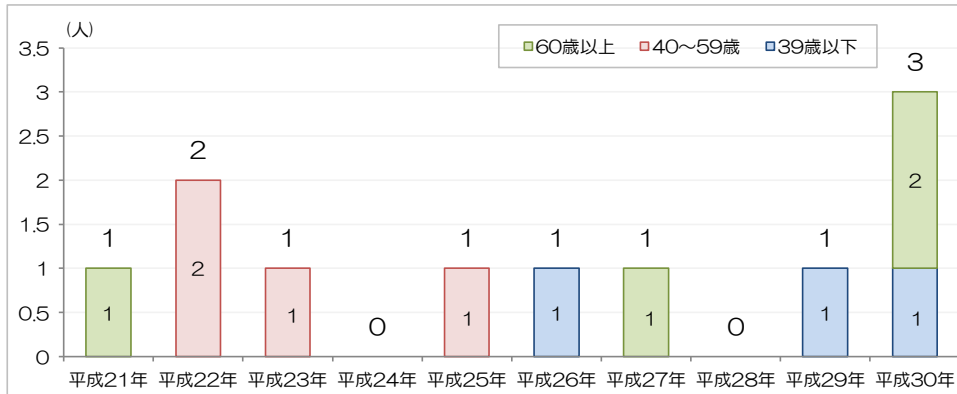


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

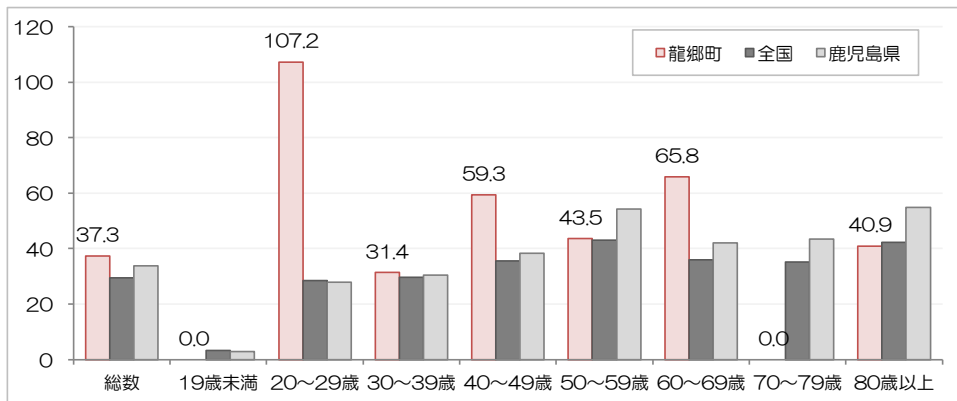
(3) 年代別自殺者数・自殺死亡率の推移

本町の年代別自殺者数（図 3-1）については、年代による偏りはみられません。  
 平成 21～30 年（平均）本町・全国・鹿児島県の性別・年代別自殺死亡率をみると、図 3-2 のとおり全国・鹿児島県と比較して、「男性 20～29 歳」が特に高くなっています。

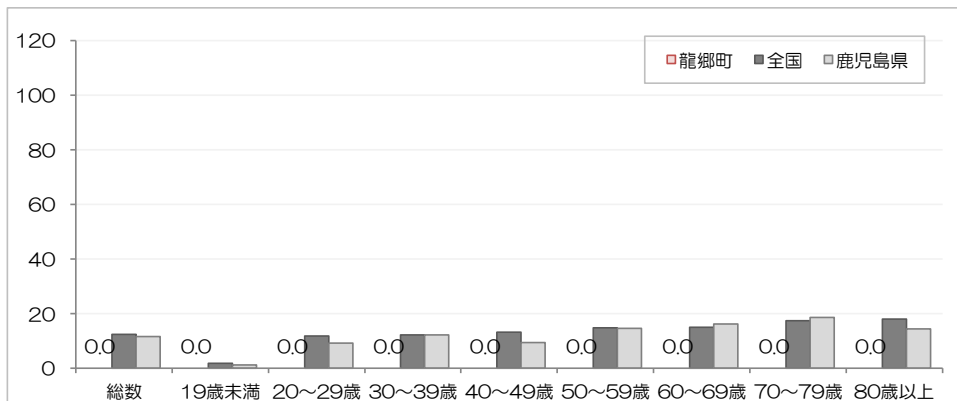
【図3-1 龍郷町の年代別自殺者数の推移】



【図3-2 平成21～30年平均 龍郷町・全国・鹿児島県の男性年代別自殺死亡率】



【図3-3 平成21～30年平均 龍郷町・全国・鹿児島県の女性年代別自殺死亡率】

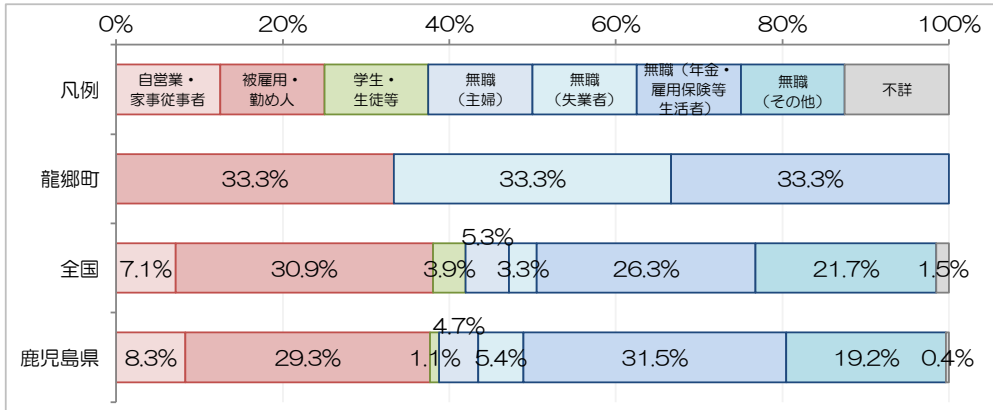


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 職業別の状況

本町の平成30年の職業別自殺者数構成割合は、「被雇用・勤め人」、「無職（失業者）」、「無職（年金・雇用保険等生活者）」が33.3%となっています。

【図4-1 平成30年職業別自殺者数構成割合 龍郷町・全国・鹿児島県】



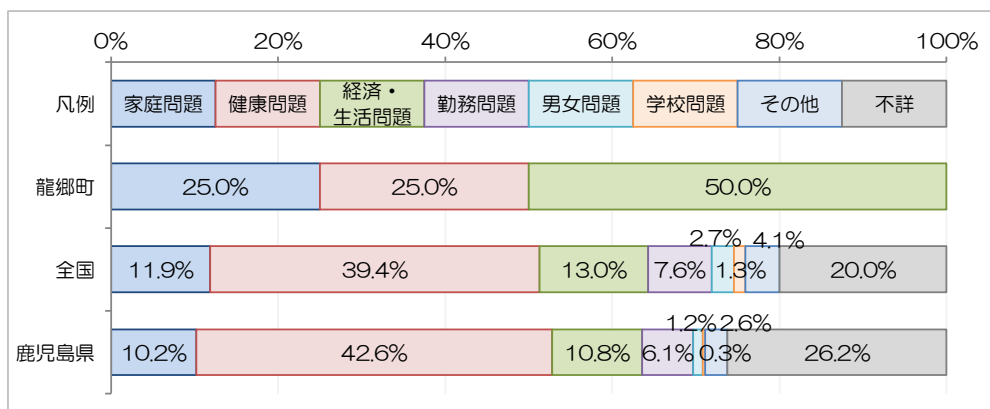
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 原因・動機別の状況

本町の平成30年の原因・動機別自殺者数構成割合は、「経済・生活問題」が50.0%、「家庭問題」、「健康問題」が20.5%となっています。

ただし、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているため、総合的な自殺対策が必要となります。

【図5-1 平成30年原因・動機別割合 龍郷町・全国・鹿児島県】

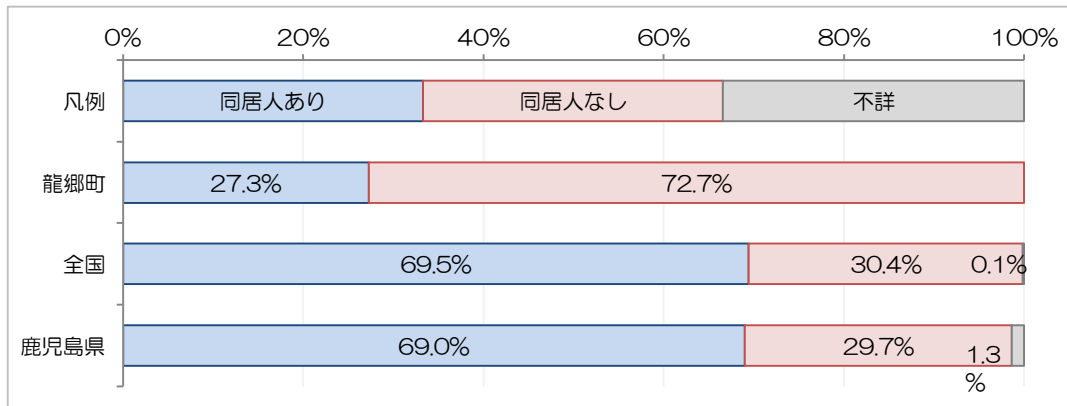


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(6) 同居人別の状況

本町の平成30年の同居の状況は、「同居人あり」が27.3%、「同居人なし」が72.7%となっています。

【図6-1 平成21～30年平均 同居の状況 龍郷町・全国・鹿児島県】

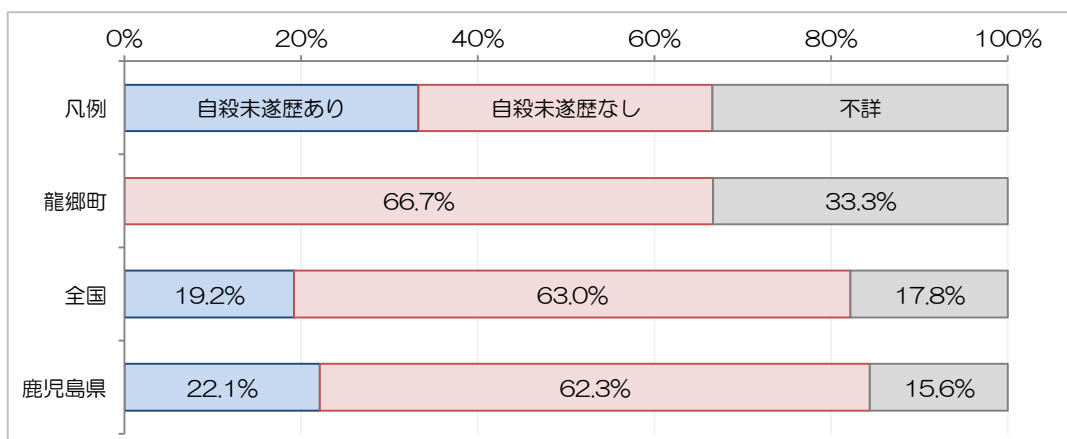


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(7) 自殺未遂の状況

本町の平成30年の自殺未遂歴の状況は、「自殺未遂歴なし」が66.7%となっています。

【図7-1 平成30年未遂歴有無割合 龍郷町・全国・鹿児島県】



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## 2 町民アンケート調査結果からみる本町の状況

本計画の策定に当たり、住民のこころの健康状態と心の病気や自殺に対する意識・認識を調査するため、アンケート調査を実施しました。

### (1) 調査の概要

#### 1 調査実施時期

令和元年12月から令和2年1月まで実施しました。

#### 2 調査対象者、回収数

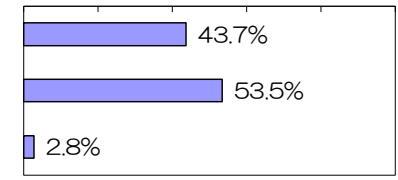
本町在住の20歳以上の方を対象とし、高齢者実態調査や健康診断等の機会を捉え、直接配付・回収を行い、894人の方から回答がありました。

#### 3 集計処理について

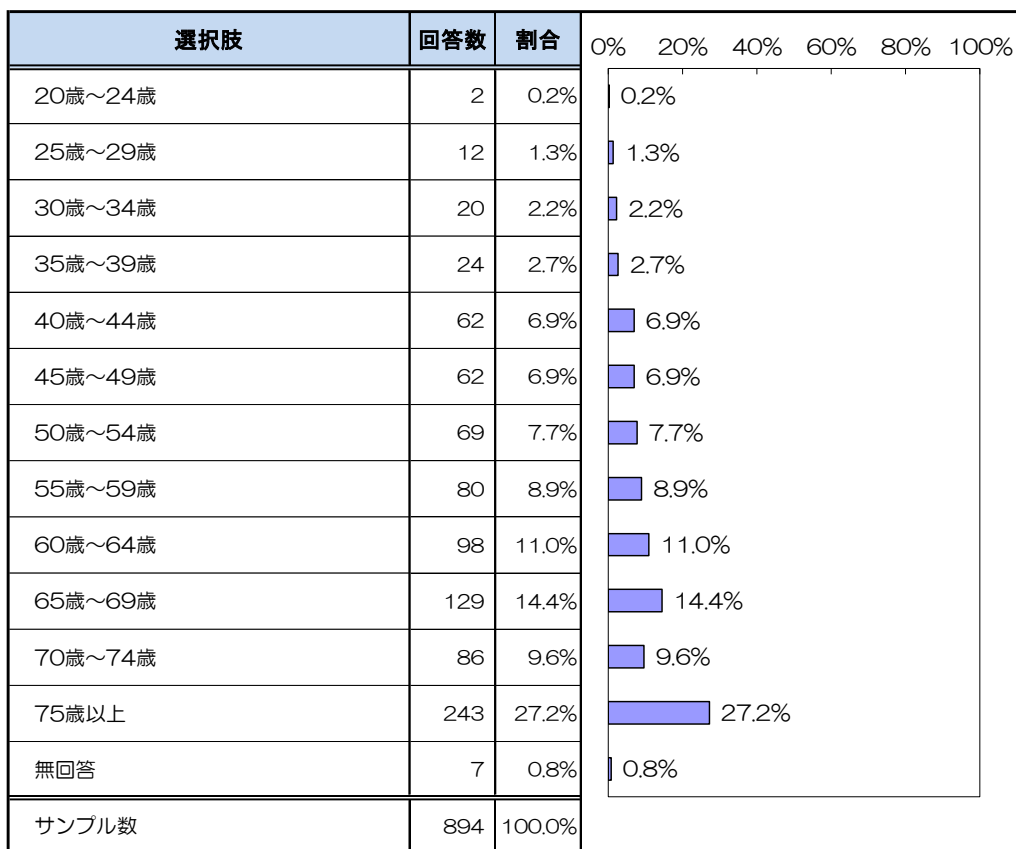
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・調査結果比較グラフの「全国」は国が平成28年度に実施した「自殺対策に関する意識調査」の結果となっています。

### (2) 調査結果

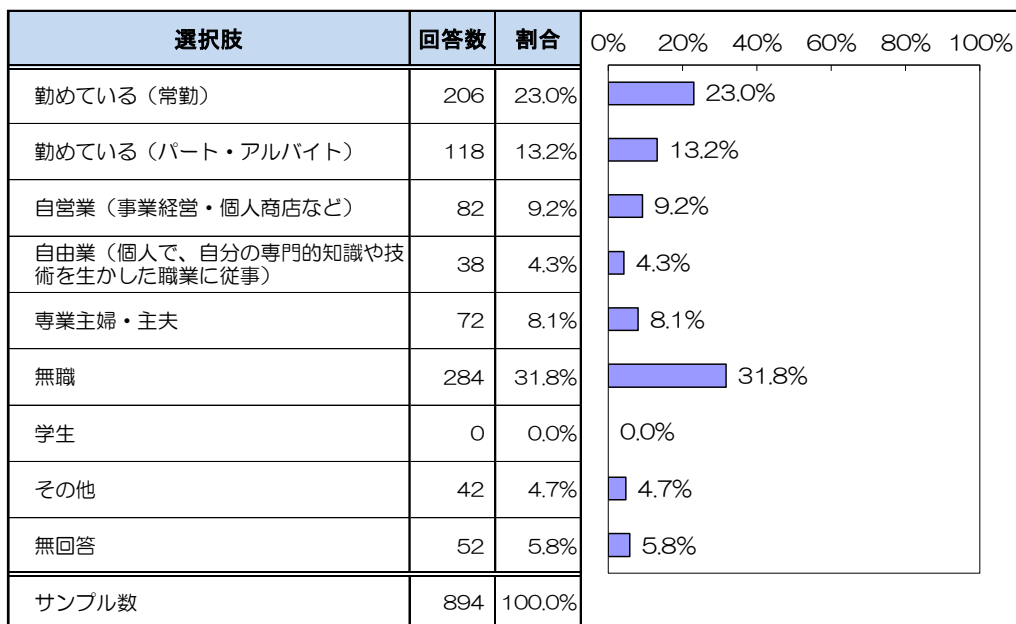
#### 1 性別

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
男性	391	43.7%	
女性	478	53.5%	
無回答	25	2.8%	
サンプル数	894	100.0%	

## 2 年齢



## 3 職業

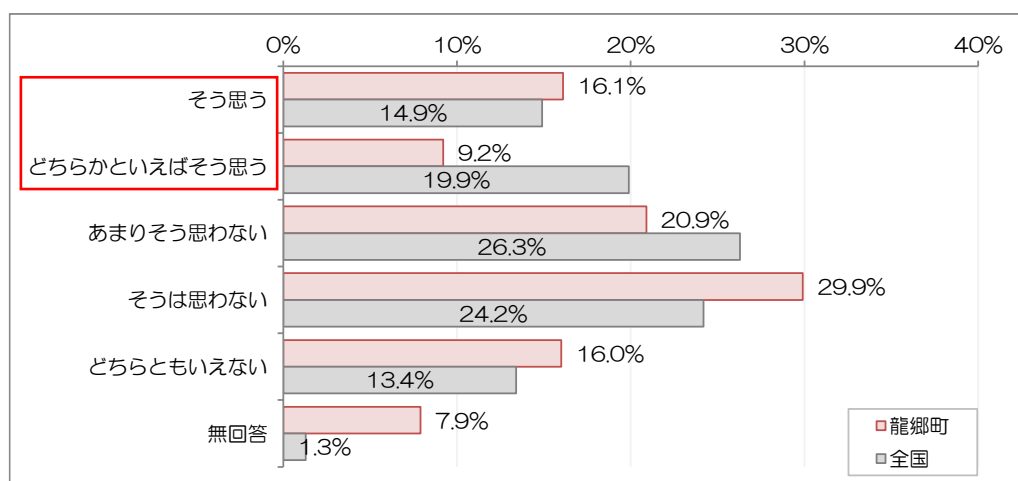
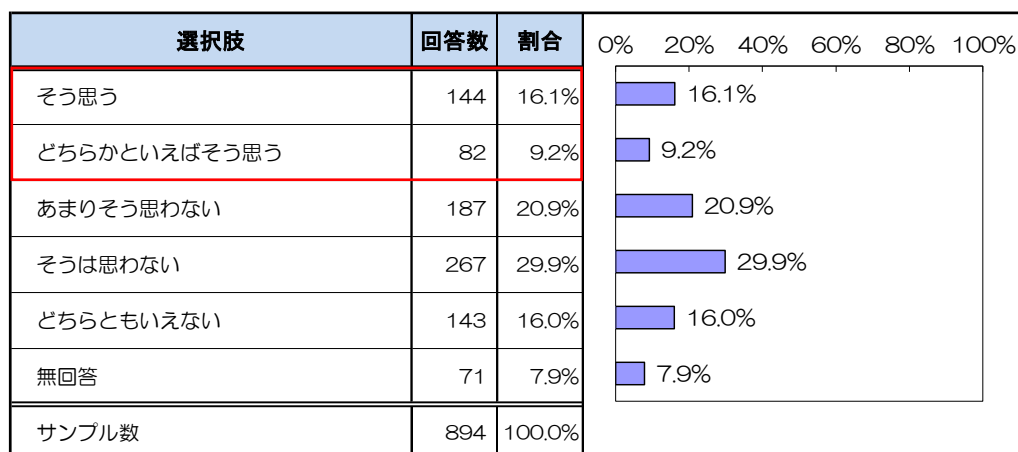




#### 4 自殺についての当事者意識

問 自殺対策は自分自身に関わる問題だと思いますか。

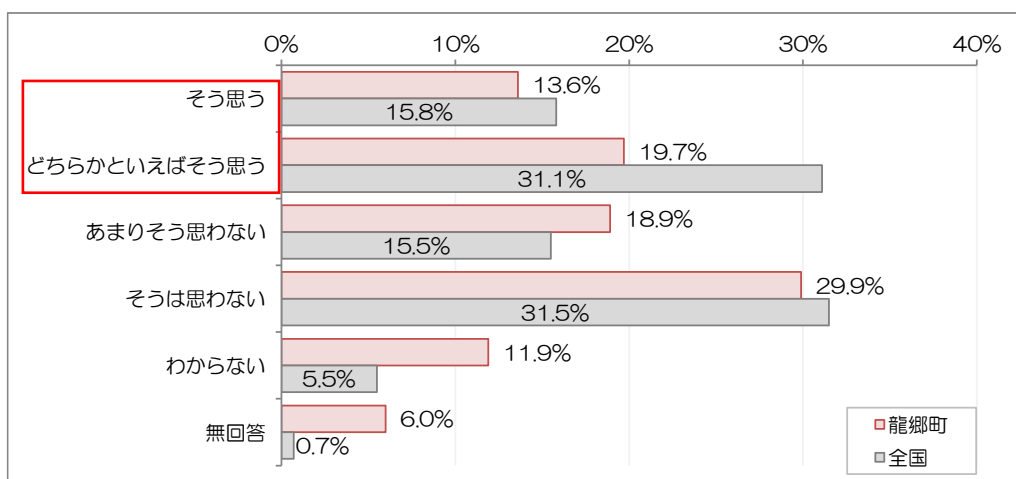
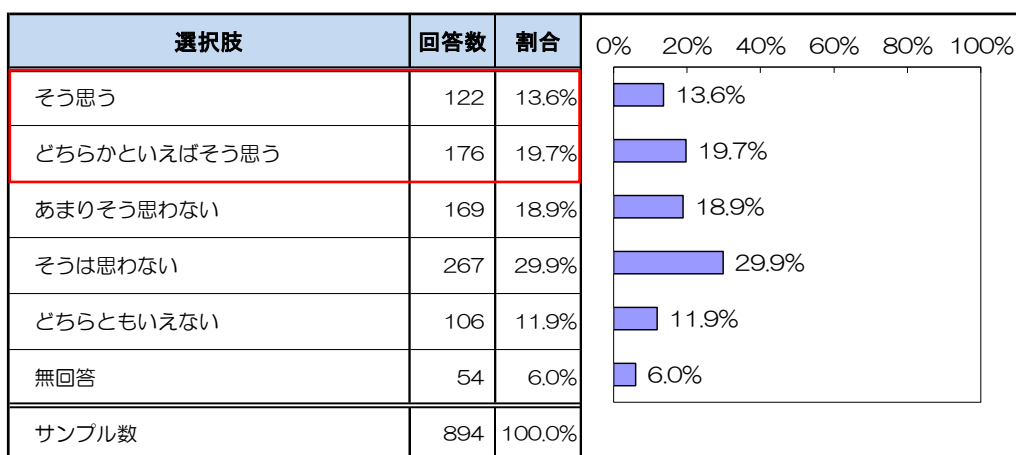
「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計が25.3%で、全国と比較して9.5ポイント低くなっています。



### 5 悩みやストレスを感じたとき、相談することへのためらいの有無

問 あなたは、悩みをかかえたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じますか。

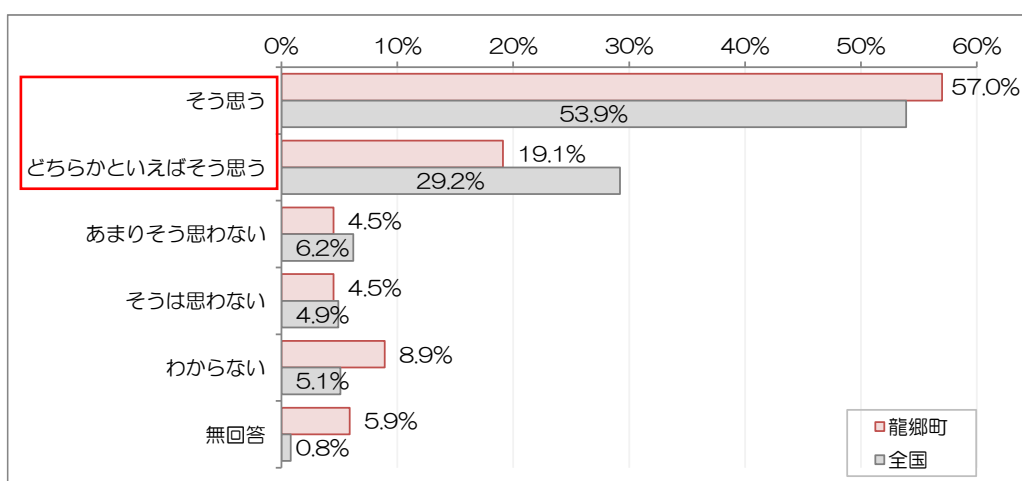
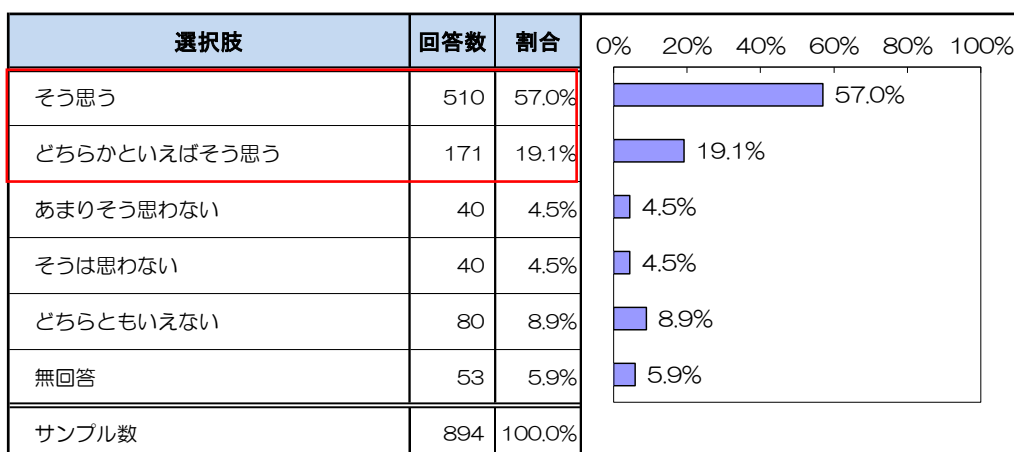
「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計が33.3%で、全国と比較して13.6ポイント低くなっています。



### 6 相談者の有無

問 あなたの不満や悩みやつらい気持ちを受けとめ、耳を傾けてくれる人はいると思いますか。

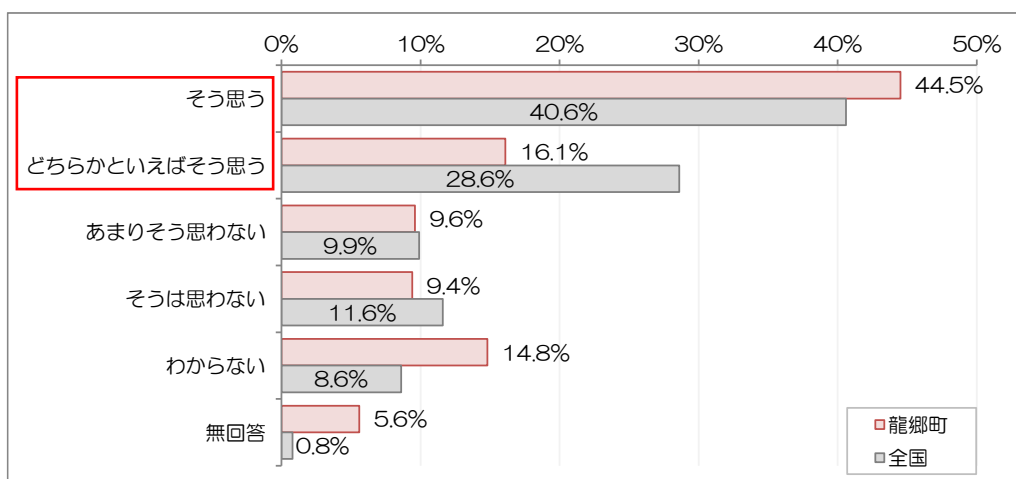
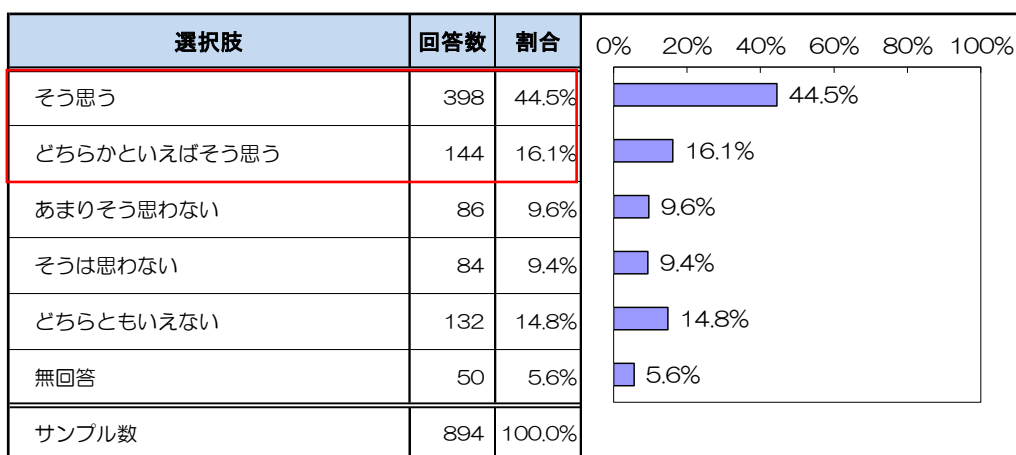
「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計が76.1%で、全国と比較して7ポイント低くなっています。



### 7 物質的・金銭的支援者の有無

問 必要なとき、あなたに物質的・金銭的な支援をしてくれる人はいると思いますか。

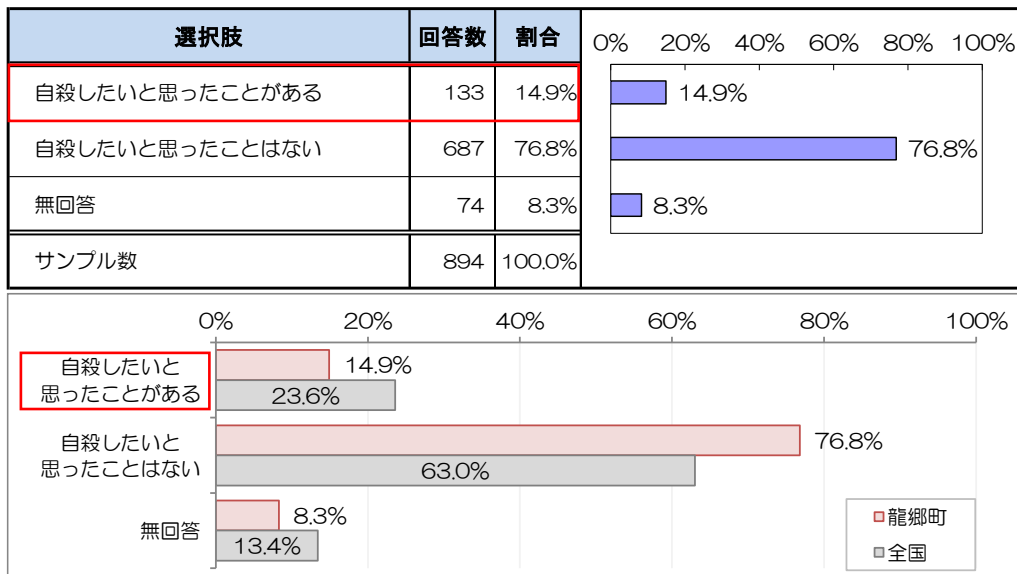
「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計が60.6%で、全国と比較して8.6ポイント低くなっています。



### 8 自殺を考えた経験の有無

問 あなたは、これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがありますか。

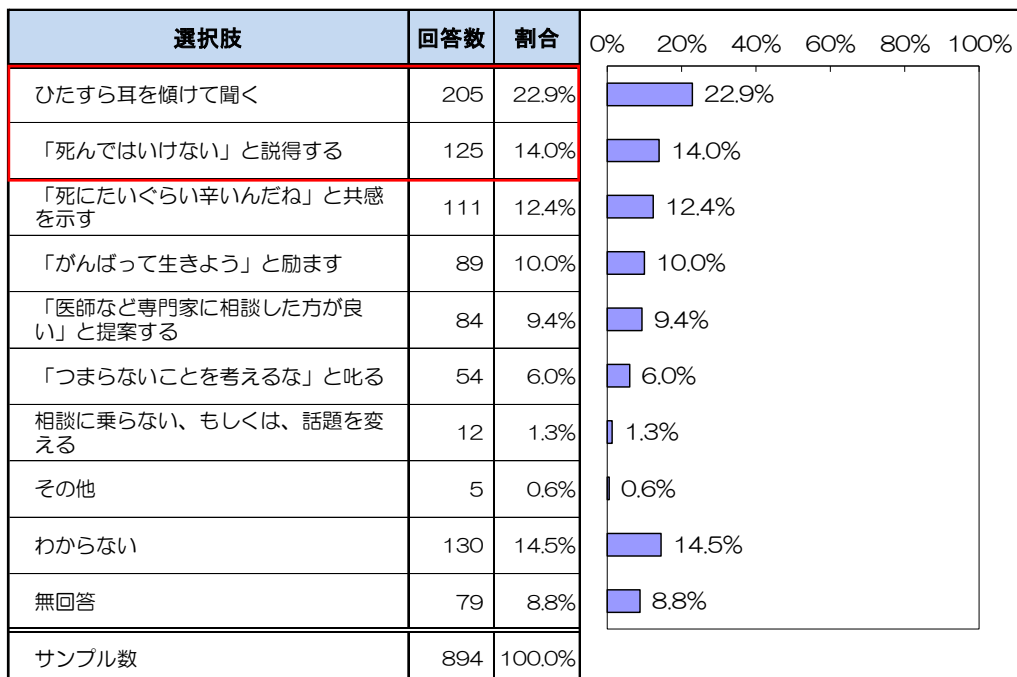
「自殺したいと思ったことがある」が14.9%で、全国と比較して8.7ポイント低くなっています。

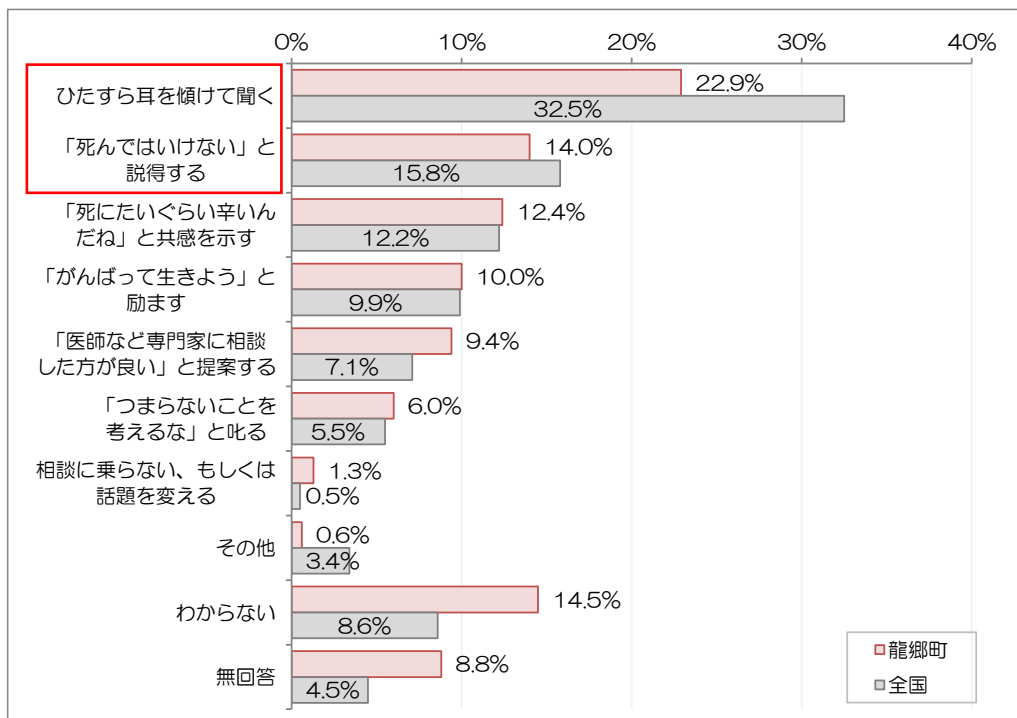


### 9 他人から「死にたい」と打ち明けられた際の対処法

問 あなたは、もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どう対処するのが良いと思いますか。

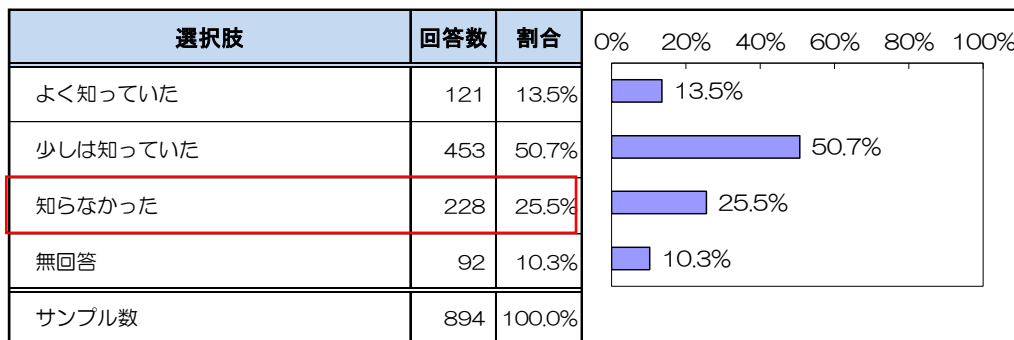
「ひたすら耳を傾けて聞く」が最も多く、次いで、「『死んではいけない』と説得する」となっており、全国と比較してほぼ同様となっています。





### 10 うつ病のサインの認知度

問 あなたは「うつ病のサイン」を知っていましたか。  
「知らなかった」が25.5%となっています。



#### 【うつ病のサイン】

##### ○自分で感じる症状

- ・憂うつ、気分が重い、何をしても楽しくない、興味がわかない、イライラする、眠れない、いつもよりかなり早く目が覚める、決断が下せない、悪いことをしたように感じて自分を責める、死にたくなる など

##### ○周りから見てわかる症状

- ・表情が暗い、涙もろい、反応が遅い、落ち着かない、飲酒量が増える など

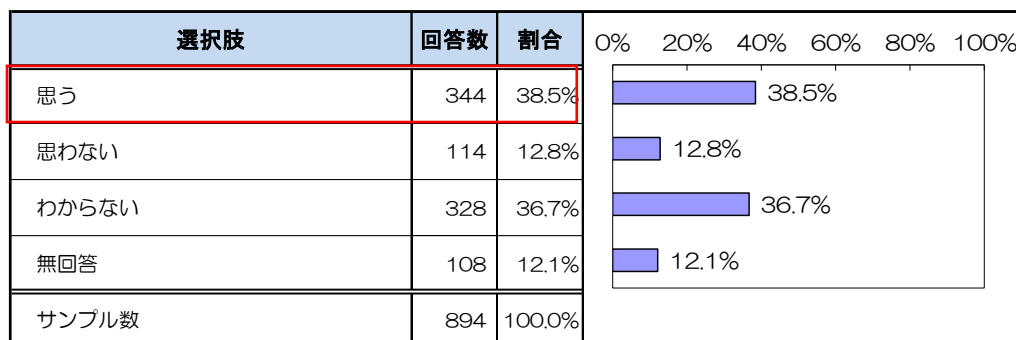
##### ○身体に出る症状

- ・食欲がない、体がだるい、疲れやすい、性欲がない、頭痛や肩こり、動悸、胃の不快感、便秘がち、めまい、口が渇く など

### 11 自身が「うつ病のサイン」に気づいたときの対応

問 仮に、あなたが自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、自分から精神科などの専門の医療機関へ相談しに行こうと思いますか。

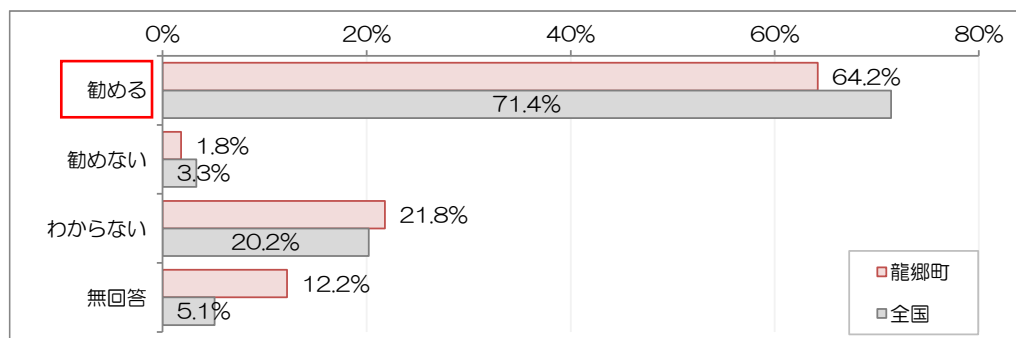
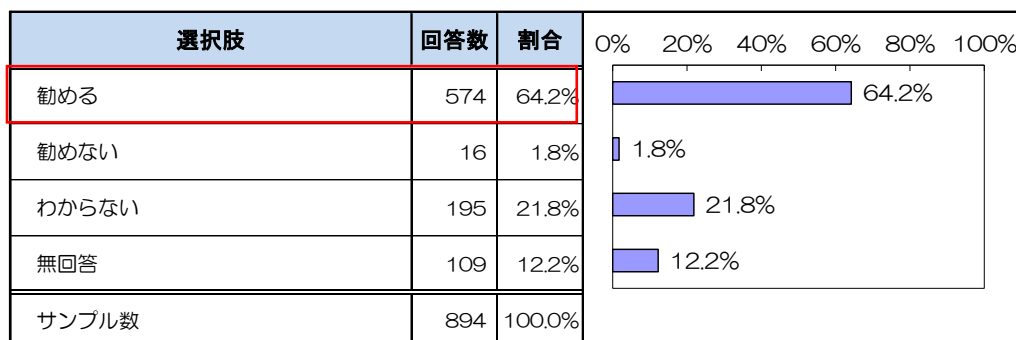
「思う」が38.5%となっています。



### 12 身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたときの対応

問 仮に、あなたが、あなたの家族など身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたとき、精神科などの専門の医療機関へ相談することを勧めますか。

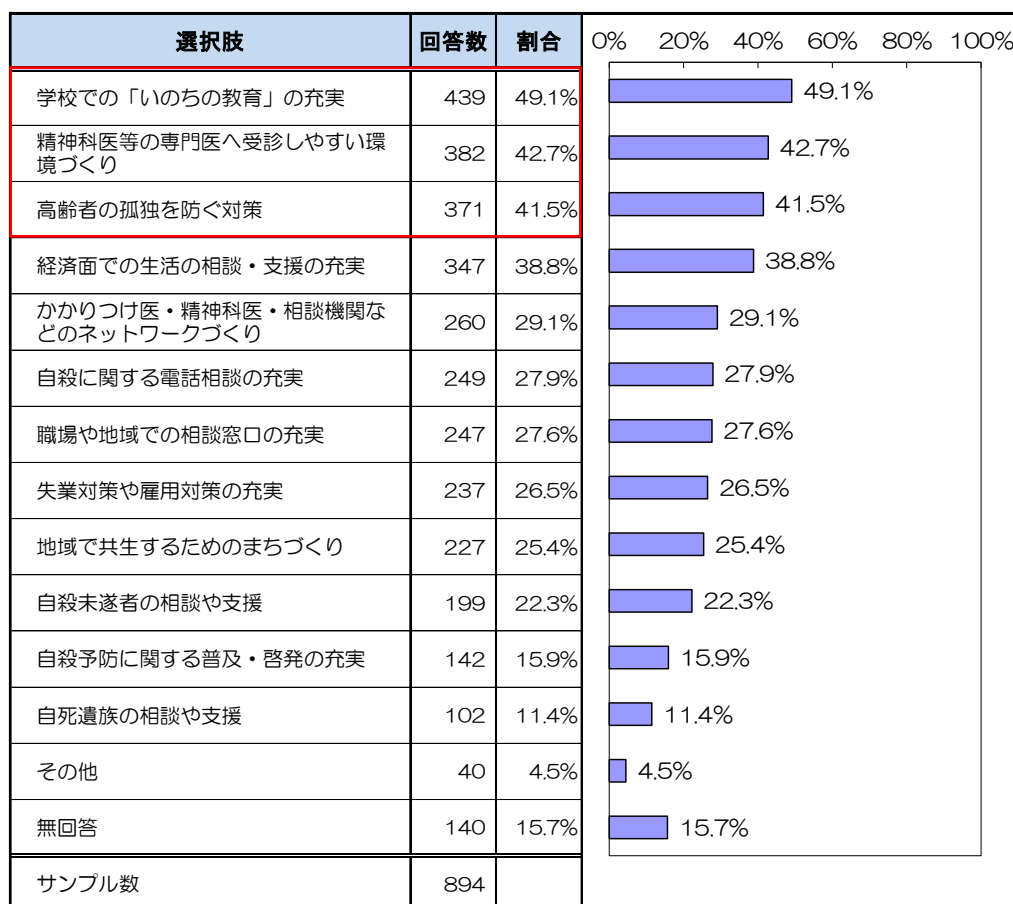
「勧める」が64.2%となっており、全国と比較して7.2ポイント低くなっています。



### 13 今後必要と思われる自殺対策（複数回答）

問 今後、必要と思われる自殺対策は何だと思えますか。

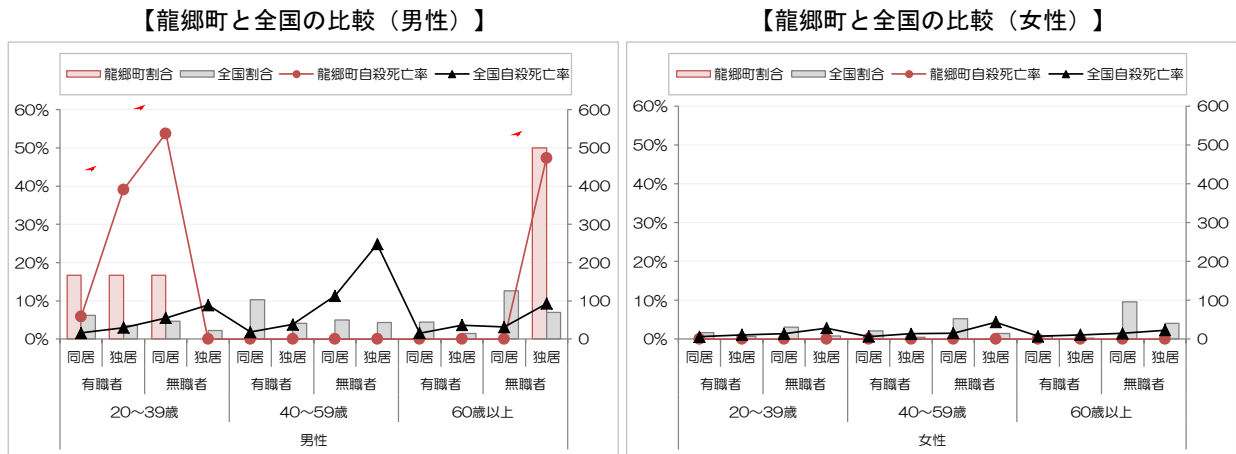
「学校での『いのちの教育』の充実」が最も多く、次いで、「精神科医等の専門医へ受診しやすい環境づくり」、「高齢者の孤独を防ぐ対策」の順となっています。





### 3 地域自殺実態プロファイル(2019)の概要

自殺総合対策推進センターが作成した本町の「地域の自殺の概要(グラフ)」は下図のとおりとなっており、「男性 20～39 歳・有職者・独居」、「男性 20～39 歳・無職者・同居」、「男性 60 歳以上・無職者・独居」の自殺死亡率が全国と比較して特に高くなっています。



また、自殺総合対策推進センターが作成した本町の「地域の主な自殺の特徴」は次のとおりとなっています。

地域の主な自殺の特徴(特別集計(自殺日・住居地、2014～2018年合計))

区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位: 男性 60歳以上無職独居	3	50.0%	473.4	失業(退職) + 死別・離別 → うつ状態 → 将来生活への悲観 → 自殺
2位: 男性 20～39歳無職同居	1	16.7%	537.6	①【30代その他無職】ひきこもり + 家族間の不和 → 孤立 → 自殺 / ②【20代学生】就職失敗 → 将来悲観 → うつ状態 → 自殺
3位: 男性 20～39歳有職独居	1	16.7%	390.5	①【正規雇用】配置転換 → 過労 → 職場の人間関係の悩み + 仕事の失敗 → うつ状態 → 自殺 / ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退) 非正規雇用 → 生活苦 → 借金 → うつ状態 → 自殺
4位: 男性 20～39歳有職同居	1	16.7%	58.7	職場の人間関係 / 仕事の悩み(ブラック企業) → パワハラ + 過労 → うつ状態 → 自殺

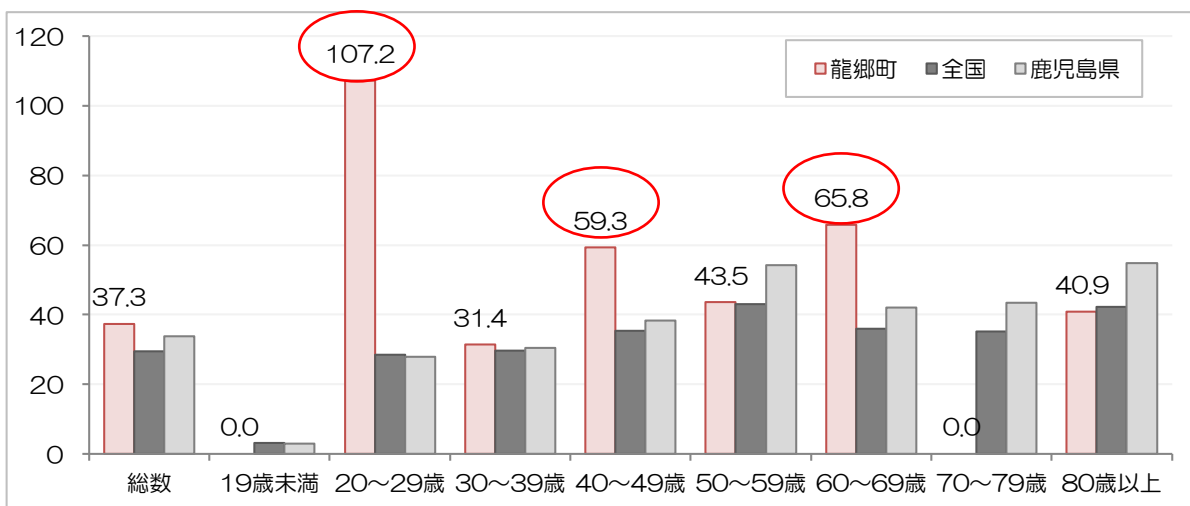
警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)において特別集計しています。  
 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。  
 \*自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しています。  
 \*\*「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしています。

#### 4 本町で重点的に支援を展開する対象者

##### (1) 性別年代別の状況

下図のとおり、全国、鹿児島県と比較して、「男性20～29歳」、「男性40～49歳」、「男性60～69歳」の割合が特に高くなっています。

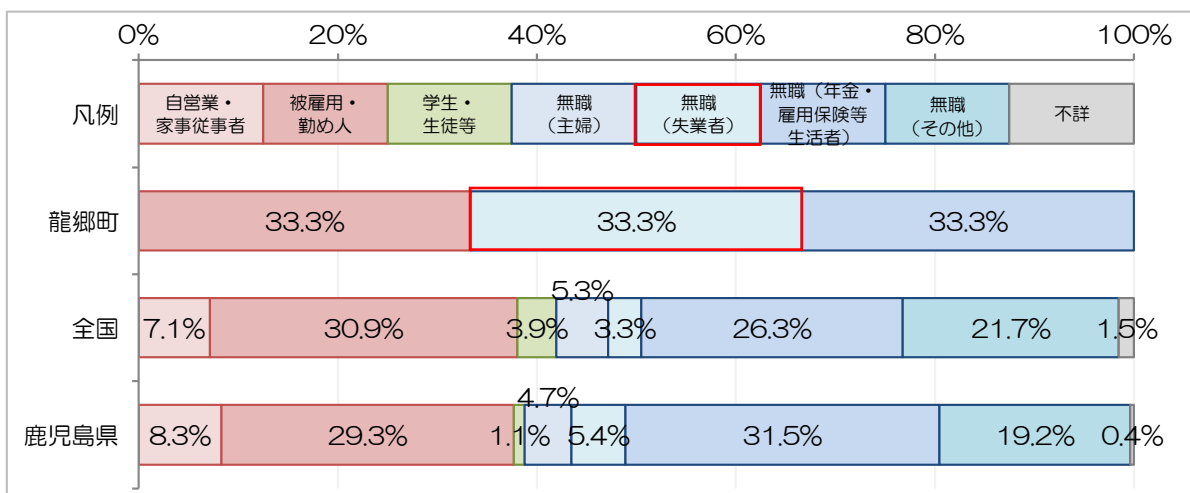
【(再掲)平成21～30年平均 龍郷町・全国・鹿児島県の男性年代別自殺死亡率】



##### (2) 職業別の状況

下図のとおり、全国、鹿児島県と比較して、「無職（失業者）」の割合が高くなっています。

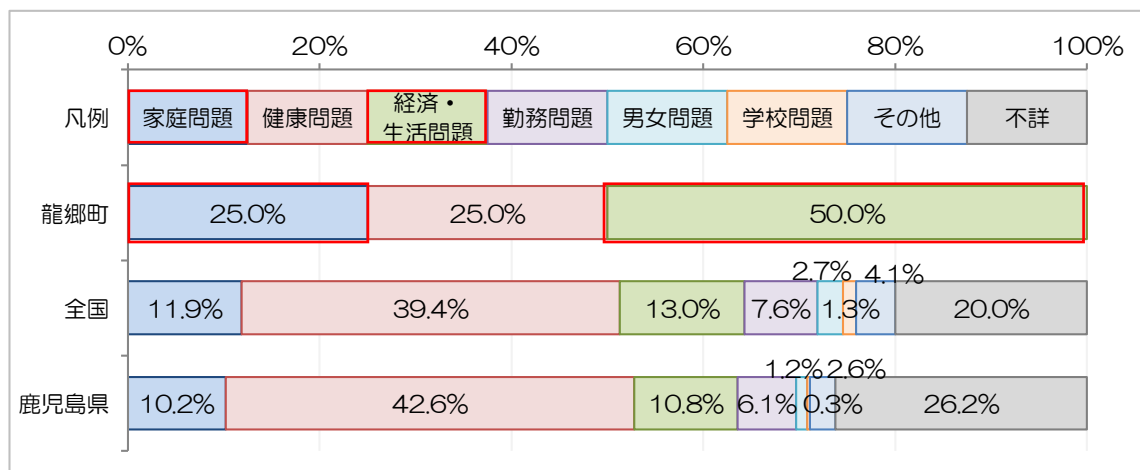
【(再掲)平成30年職業別自殺者数構成割合 龍郷町・全国・鹿児島県】



### (3) 原因・動機別の状況

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていますが、下図のとおり、全国、鹿児島県と比較して、「家庭問題」、「経済・生活問題」の割合が高くなっています。

【(再掲)平成30年原因・動機別割合 龍郷町・全国・鹿児島県】



### (4) 地域自殺実態プロフィールで推奨される重点パッケージ

下表のとおり、「地域の自殺の特徴」の上位の3区分の性・年代等の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に選定された推奨される重点パッケージは「若者」、「高齢者」、「生活困窮者」となっています。

区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上無職独居	3	50.0%	473.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2位:男性 20~39歳無職同居	1	16.7%	537.6	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3位:男性 20~39歳有職独居	1	16.7%	390.5	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/ ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

### (5) 本町の重点施策対象者

性別年代別で「男性 20~29歳」、「男性 40~49歳」、「男性 60~69歳」、職業別で「無職(失業者)」、原因・動機別で「家庭問題」、「経済・生活問題」が全国、鹿児島県と比較し割合が高くなっていることや「地域自殺実態プロフィール」で推奨されている重点パッケージを踏まえ、本町で重点的に支援を展開する対象者を「若者」、「高齢者」、「生活困窮者」とし、本計画「第4章 第2節 重点施策」に基づき取組を推進します

## 第3章 基本理念等

### 1 基本理念

自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能です。また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

#### 【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない龍郷町の実現を目指して

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、町全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開します。そのため、本計画の基本理念を次のように定めます。

### 2 基本施策・重点施策

基本理念の実現に向けて、全国的に実施することが望ましいとされている「5つの基本施策」と本町の自殺実態分析から優先的な課題とする「3つの重点施策」を定めます。

#### 【基本施策】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

#### 【重点施策】

若者、高齢者、生活困窮者

### 3 施策の体系

#### 【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない龍郷町の実現を目指して

#### 【基本施策】

##### 1 地域におけるネットワークの強化

- (1) 龍郷町自殺対策地域ネットワーク会議の設置
- (2) 庁内ワーキングチームの設置
- (3) 相談機関との連携強化

##### 2 自殺対策を支える人材の育成

- (1) 住民を対象とした研修
- (2) 様々な分野の団体等を対象とした研修
- (3) 役場職員を対象とした研修
- (4) 学校関係者を対象とした研修

##### 3 町民への啓発と周知

- (1) 各種イベント等でのリーフレットの配布
- (2) 自殺予防週間や自殺対策強化月間での啓発活動
- (3) メディアを活用した啓発活動
- (4) 地域や家庭と連携した啓発活動

##### 4 生きることの促進要因への支援

- (1) 居場所づくり
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 自殺未遂者への支援
- (4) 遺された方への支援

##### 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

#### 【重点施策】

##### 1 若者

##### 2 高齢者

##### 3 生活困窮者

## 第4章 いのちを支える自殺対策における取組

### 第1節 基本施策

#### 1 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

##### (1) 龍郷町自殺対策地域ネットワーク会議の設置

自殺対策に係る連絡調整など地域における見守りや相談体制の充実のため、庁内関係課、関係機関、関係団体等を構成員とする龍郷町自殺対策地域ネットワーク会議を設置しています。

##### (2) 庁内ワーキングチームの設置

庁内関係課で組織される庁内ワーキングチームを設置し、庁内横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

##### (3) 関係機関との連携強化

庁内の相談窓口や地域包括支援センター、龍郷町社会福祉協議会で設置している総合福祉相談、奄美地区で共同設置している奄美地区地域自立支援協議会等との連携を強化し、個別に対応が必要な場合はケース会議を開催するなど自殺の未然防止を図ります。

#### 【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
地域包括ケアシステムの推進	地域包括ケアシステムづくりを通じて、自殺リスクなど地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備し、地域住民の支え合いなど互助力の強化などにつなげていきます。	保健福祉課
体制整備	自殺予防対策について関係者と連絡会を実施し、ネットワークの強化を図ります。	名瀬保健所 地域保健福祉課
地域での見守り	気になる住民の見守り・相談を受け関係行政へつなげます。	民生委員・児童委員協議会
見守り活動	地域の各役員と連携を図り、地域の見守り活動を行い、気になる住民は関係機関へつなげます。	龍郷町 駐在委員会

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
奄美市地区地域自立支援協議会	協議会の事務局として各専門部会の開催を実施します。	奄美地区障がい等基幹相談支援センター
ゲートキーパー	ゲートキーパーとしての役割を担い、関係機関と情報共有し連携体制をとります。	龍郷消防分署
相談業務	相談を受けた際は、関係機関と連携体制をとり支援します。	大勝駐在所
職場の健康管理支援	産業医や地域産業保健センターの活動を通して、職場の健康管理やメンタルヘルス対策に取り組む事業所に協力できる体制を構築しています。	大島郡医師会 奄美支部
連携強化在宅療養支援	大島郡医師会奄美支部の13の診療所と2つの病院が地域包括ケアシステムの核となる「人生の最後まで医療を提供し続けるためのネットワーク(連携強化型在宅療養支援診療所・病院)」を構築しています。	
退院支援	退院前のケース会議での関係機関との連携や訪問看護などをおして、退院しても地域で安心して暮らせるように支援していきます。	奄美病院
関係機関との連携	在宅診療や通常診療を通じて、個人・家族への支援を行い、必要に応じ関係機関と連携体制をとり支援します。	あかおぎ 歯科医院

【基本施策1 評価指標】

項目	現状 (2019)	目標 (2024)	担当部署 (関係機関)
龍郷町自殺対策地域ネットワーク会議の設置	設置	設置	保健福祉課
庁内ワーキングチームでの「生きる支援関連施策」の評価・検証	未実施	実施	保健福祉課



## 2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の施策を充実させる必要があります。町民や様々な分野の関係者等に対し研修会を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

### (1) 住民を対象とした研修

生活の場である地域で身近な人々が支え手の役割を担うことができるよう、町民を対象にゲートキーパー養成講座を開催し受講を推奨します。

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
ゲートキーパー養成講座	住民を対象としたゲートキーパー研修を実施します。	保健福祉課
人材育成	地域の要望に応じて、自殺対策に関わる方々を対象にしたゲートキーパー養成研修を行います。	名瀬保健所 地域保健福祉課
出前トーク	地域の住民向けに障がい・精神保健福祉に関する講座の開催を行います。	奄美地区障がい等基幹相談支援センター
家族会向けの勉強会	家族教室などで医師・薬剤師・保健師が講話を行い知識の普及・啓発活動を実施しています。	奄美病院

### (2) 様々な分野の団体等を対象とした研修

保健、医療、福祉、経済、労働など、様々な分野における団体に、ゲートキーパー養成講座を幅広く周知し、受講者の参加促進を図ります。

#### 【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
精神保健福祉推進事業	精神保健福祉ボランティア等にゲートキーパー研修受講を推奨します。	保健福祉課
たつごう在宅家族の会	運営者にゲートキーパー研修受講を推奨します。	
龍郷町「食」の自立支援サービス	宅配従事者にゲートキーパー研修受講を推奨します。	
普及啓発	保健所で行う研修の内容に、必要に応じて自殺対策に関する視点を盛り込みます。	名瀬保健所 地域保健福祉課
研修会の実施	地域活動で活かせる研修会を実施します。	民生委員・児童委員協議会



事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
出前トーク	市町村の関係機関や各種団体の研修会でメンタルヘルスに関する講座（ゲートキーパー等）への講師派遣を行います。	奄美地区障がい等基幹相談支援センター
職場の資質向上	院内での勉強会を定期的に行い、職員のスキルアップを図っています。	奄美病院
労働者の健康管理	各会社に向けた集団指導を行う際に、ストレスチェックの推進や就業判定等、労働者の体や心の健康の保持増進を呼びかけています。	名瀬労働基準監督署
医療従事者の資質向上	鹿児島県医師会主催の「かかりつけ医うつ病対応向上研修会」等の自殺対策に有用な研修会を web システムを利用して大島郡医師会館で中継し、島内の医師が研修会に参加しやすい環境を提供しています。	大島郡医師会 奄美支部
研修会の開催	奄美地区障がい者等基幹相談支援センター（ぴあリンク奄美）主催の自殺対策講演にて、そらうみ法律事務所も講演を実施。また、日本弁護士連合会における自殺対策プロジェクトチームが立ち上げられており、定期的に全国の弁護士における自殺対策に係るシンポジウム等を開催しています。	そらうみ法律事務所 奄美事務所

### （3）自治体職員を対象とした研修

庁内における窓口や相談、徴収業務等の際、早期発見の役割を担う人材育成及び全庁的な連携を図るため、全職員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施を検討します。

#### 【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
窓口業務・徴収業務	窓口業務・徴収業務を行う職員に対してゲートキーパー研修受講を推奨します。	関係各課
ゲートキーパー養成講座	職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	保健福祉課
地域包括支援センター総合相談	相談対応を行う職員にゲートキーパー研修受講を推奨します。	
会計窓口業務	ゲートキーパー養成研修に職員が参加し、公金を支払いにくる町民の自殺につながるころの不調を見逃さず、関係課へつなぎます。	会計課
職員の研修事業	職員研修をとおり、自殺予防に対する意識を高める研修を実施することを検討します。	総務課

#### 第4章 いのちを支える自殺対策における取組

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
防火対策及び活動 事後検証会 救急救命士養成・研修 及びメディカルコント ロール体制の推進事業	職員・団員研修の中に自殺企図に対する対応とフォローの講義等を設けることを検討します。	龍郷消防分署
メンタルヘルス研修会	ストレスチェック検査や、メンタルヘルス研修会、相談窓口の設置をし、職員の精神の健康保持増進を図ります。	

#### (4) 各事業所におけるゲートキーパー研修

各事業所における人材育成及び連携を図るため、ゲートキーパー養成講座の実施を検討します。

#### 【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
障害者差別解消支援地域協議会	センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修受講を推奨します。	保健福祉課
北大島地区地域生活困窮者自立支援推進協議会	関連事業に関わるスタッフ向けの研修や共通の相談票の導入を検討します。	
地域活動支援センター(ゆらい)	センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修受講を推奨します。	
精神保健福祉推進事業	相談対応や訪問指導を行う職員ゲートキーパー研修受講を推奨します。	

#### (5) 学校関係者を対象とした研修

学校関係者が児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育内容を把握できるように、必要時は圏域で連携を行いながら研修の開催を検討します。

#### 【基本施策2 評価指標】

項目	現状(2019)	目標(2024)	担当部署(関係機関)
ゲートキーパー養成講座の実施	1回以上/年	1回以上/年	保健福祉課
役場職員を対象とした研修の実施	1回以上/年	1回以上/年	総務課

### 3 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的な普及啓発を行います。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて関係機関につなぎ、見守っていくという自殺対策における町民一人一人の役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発活動を展開します。

#### (1) 各種イベント等でのリーフレットの配布

各種イベントや案内文書発送等の機会を捉え、リーフレットを配布し町民一人一人の気づきと見守りを促します。

#### 【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
基本健康診査（町民健診・特定健診・高齢者健診）の実施	医療機関の窓口生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配置します。	保健福祉課
町民フェア	講演テーマで自殺対策を取り上げたり、来場者にリーフレットの配布を行うなど町民への啓発の機会として活用します。	
高齢者無料バス乗車助成事業	申請に際して、高齢者相談窓口一覧などのリーフレットを配布するなどして周知に努めます。	
龍郷町「食」の自立支援サービス	申請に際して、高齢者相談窓口一覧などのリーフレットを配布するなどして周知に努めます。	
龍郷町在宅老人等緊急通報システム事業	申請に際して、高齢者相談窓口一覧などのリーフレットを配布するなどして周知に努めます。	会計課
会計窓口業務	自殺予防のための相談窓口カードを役場農協窓口設置し、啓発活動を行います。	
総合窓口案内	来庁者へのパンフレット等の配布を検討します。	総務課
議会報告会の開催	報告会参加者へのリーフレット配布により情報の周知を図ります。	議会事務局
普及啓発	地域活動団体との関わりの中で、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという、県民一人一人の役割について、意識が共有されるよう啓発します。	名瀬保健所 地域保健福祉課
普及啓発	自殺予防対策のポスター掲示やリーフレットの配布を行い、自殺予防の普及啓発を行います。	重野薬局

**(2) 自殺予防週間や自殺対策強化月間での啓発活動**

自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）は、役場庁舎内、りゅうがく館等でのぼり旗や、資料の掲示など啓発ブースを設置します。

**【生きる支援関連施策】**

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
普及啓発	自殺予防週間及び月間に、新聞記事掲載や関係機関と連携してリーフレットの配布等を行い、自殺予防の普及啓発を行います。	名瀬保健所 地域保健福祉課

**(3) メディアを活用した啓発活動**

広報紙や町ホームページに自殺対策関連の情報を掲載し、町民への施策の周知と理解の促進を図ります。

**(4) 地域や家庭と連携した啓発活動**

社会全体で児童生徒をきめ細かく見守り、生活行動の変化に気づくことができるようPTAや地域の関係団体と連携した啓発活動に努めます。

**【生きる支援関連施策】**

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
PTA 活動の支援・育成に関する事務	自殺問題についての講演をすることにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高め、相談先の情報提供などの啓発に努めます。	教育委員会 事務局
子供たちの支援・育成	学校や地域の人たちと協力し合って学校運営に取り組み、子どもたちの健やかな育ちをサポートしていきます。	龍郷町PTA 連絡協議会
研修会	いじめ問題や不登校問題など、子どもが発する SOS への気づきの感度向上や受け止め方について研修会へ参加し、啓発を行います。	

**【基本施策3 評価指標】**

項目	現状 (2019)	目標 (2024)	担当部署 (関係機関)
広報紙や町ホームページを活用した啓発の実施	未実施	2回以上/年	保健福祉課
うつ病のサインを知らなかったと回答した方の割合	25.5%	減少	保健福祉課

## 4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、本町においても自殺対策と関連の深い様々な分野での取組を幅広く推進していきます。

### (1) 居場所づくり

ライフステージをとおした集いの場づくりに努め、誰もが地域で孤立することがないように支援します。

#### 【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
親子教室	育児相談や母親間の交流を通して、子育てに関する不安の解消につなげていきます。	保健福祉課
ひとり親支援	母子・父子家庭では、様々な困難を抱えている場合もあり、孤立感を予防していく為に交流の場を設けたり、支援を行っており継続します。	
地域活動支援センター (ゆらい)	主に地域で生活する障がい者を対象に、自由に過ごせる場の提供や各種行事の開催、制度やサービスの情報提供、生活相談を行います。	
地域包括ケアシステムの 推進	地域包括ケアシステムづくりを通じて、自殺リスクなど地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備し、地域住民の支え合いなど互助力の強化などにつなげていきます。	
一般介護予防事業（介 護予防普及啓発事業）	介護予防を必要とする高齢者の把握や通いの場づくりを通じて、地域の孤立者や自殺リスクの高い住民を早期に発見し支援につなげていきます。	
生活支援体制整備事業	支え合いマップづくりを行うことで、地域の孤立者や自殺リスクの高い住民を早期に発見したり、地区の住民同士の支え合い活動で支援につなげます。	
たつごう在宅家族の会	介護家族者の日頃の悩みの相談やリフレッシュ、情報交換などを行い介護家族者の負担軽減につなげています。	
男性料理教室	男性の独居者や退職者などは地域とのつながりが薄く孤立してしまう方もいることから、料理教室の参加機会を捉えて健康状態を把握し、必要時は適切な支援につなげます。	
自主防災組織活動活性化 支援事業	隣保協会の精神に基づき力と心を合わせて助け合いながら、近隣住民のサポートを行います。	総務課
健康づくり・生きがい づくり	地域の高齢者の見守り活動や、老人クラブの理解促進を行い会員の参加促進を行います。  各種スポーツやレクリエーションを通じて親睦を深め、生きがいづくりや健康づくりを行います。（各種スポーツ大会、グランドゴルフ、施設訪問、カラオケ、緑化・美化活動）	龍郷町老人クラブ連合会



## 第4章 いのちを支える自殺対策における取組

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
集落行事事業	集落行事や習い事、講座を通じて地域住民同士の交流を深め、コミュニティー力を高めることに努めます	龍郷町 駐在委員会
居場所づくり	作業者やデイケアなどの日中の居場所の提供を行います。	奄美病院

### (2) 相談支援体制の充実

地域における社会資源の連携を活用したネットワークの形成、消費者被害等の予防、虐待の早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対して、権利擁護事業や成年後見制度の適切な支援を推進します。また、認知症に対する正しい理解及び高齢者の権利擁護に関し、広く町民に啓発し関係機関との連携を図ります。

#### 【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
産婦新生児訪問指導 (助産師委託)	産後うつの質問票をとり、産後のメンタル確認を行う中でフォローが必要な産婦に対しては、継続した訪問や電話相談を行います。	保健福 祉課
各種乳幼児健康診査・相談事業	母親の体調や育児支援・相談相手の有無の確認を行う中で身体面、精神面不調の方や育児支援がない方等は詳しく話を聞き、必要に応じてフォローを行います。	
婦人相談事業	配偶者やパートナーからのDV等の相談対応の中で、必要時は警察署等関係機関と連携して対応しており継続します。	
奄美地区自立支援協議会	医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策を展開する上で基盤ともなり得るため、更なる強化を図ります。	
障害者差別解消支援地域協議会	必要時に適切な機関へつなぐ等の対応に理解を深め、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していきます。	
障がい者虐待に関する相談 (奄美地区地域障害者虐待センター)	障がい者虐待に関する通報・相談を受け、関係機関と連携し必要な支援を行います。	
奄美地区障がい者等基幹相談支援センター(ぴあリンク奄美)	障がいのある人やその家族に対する相談やその調整を関係機関と連携しながら支援を行います。	
地域活動支援センター(ゆらい)	主に地域で生活する障がい者を対象に、自由に過ごせる場の提供や各種行事の開催、制度やサービスの情報提供、生活相談を行います。	
障がい者支援に関する業務	障がい者の障がい特性に留意して、生活の質の向上を高めるための支援を行います。	
障がい児支援に関する業務	障がい児とその家族が抱える不安等の情報を支援計画に位置づけ、支援を行います。	
北大島地区地域生活困窮者自立支援推進協議会	住居を持たない方、家計の立て直しが必要な方、就労が困難な方への支援を行います。また、自立相談支援調整会議を開催し支援概要・プラン報告・意見交換を定期的で開催します。	

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
健康づくりの啓発・訪問相談事業	健康診査の結果に基づき、家庭訪問等による個別相談など、きめ細かな支援を行います。	保健福祉課
精神保健福祉推進事業	精神保健福祉相談・訪問指導、精神保健デイ・ケア、医療観察法処遇者及び終了後の要支援者への対応等を行います。	
権利擁護の仕組みづくり	認知症や障がい等により判断能力に不安のある権利擁護の必要な方々や虐待を支援や住民に対し普及啓発を行います。	
地域包括支援センター総合相談	高齢者の健康管理や認知症・介護などの相談を受けたり、必要な支援の紹介を行います。	
民生・児童委員活動	同じ住民という立場から気軽に相談できるという強みを活用して、地域で困難を抱えている人気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として支援につなげていきます。	
子育て支援	保護者に対する子育ての悩み相談等を行います。	
メンタルヘルスケア	職員間で悩み相談が出来るような関係性を築き、職場内の風通しをよくすることで、ひとりで悩んだり考え込んだりすることがないようにします。	
公営住宅事務	住民との接触が多い業務の為、相談を受けた際に、自殺リスクを軽減できる可能性があるため、寄り添い型支援に努めます。	建設課
消費者行政	消費生活相談をきっかけに、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう努めます。	町民税務課
商工について	中小企業の経営課題等についての相談に対応しています。	企画観光課
陳情・要望書の受付	町民からの陳情・要望書を受け付け、関係課へつないでいます。	
スクールソーシャルワーカーの配置	問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図っています。	教育委員会事務局
スクールカウンセラーの配置	児童生徒やその保護者、教員に対するカウンセリングを通して、それぞれの困り感について把握するとともに、それぞれの持つ長所や前向きな姿勢などを探りながら、児童生徒の成長や適応をサポートしています。	
総合福祉相談	生活での困りごと、介護の不安や悩み、福祉サービスなどの相談に応じ、必要な場合には専門機関へつなげます。	龍郷町社会福祉協議会
福祉サービス利用支援事業	福祉サービス利用の手続きや金銭管理・通帳管理などに困っている高齢者や障がい者が、安心して地域で暮らせるように支援を行っており継続します。	
生活福祉資金貸付事業	民生委員と連携して低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、必要な資金貸付を行っており継続します。	
北大島くらし・しごとサポートセンター	仕事や生活について困りごとを抱える方及びその家族などの相談に応じ、支援が必要な方には、支援計画を策定し、必要な支援を行っており継続します。	

#### 第4章 いのちを支える自殺対策における取組

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
公益的活動の取組み (かごしまおもいやり ネットワーク事業)	町内の社会福祉法人等の各種団体と連携・協働し、制度の狭間の生活困難など様々な生活課題を抱える方に対し、生活が自立できるように機能・資源、ネットワークを活用した相談支援事業を実施しており継続します。	龍郷町社会 福祉協議会
個別支援	難病や産後うつ、育児不安等を抱えるハイリスク妊産婦、全ての年代の精神保健など健康問題を抱えた方やその家族に対して相談、指導、助言等を実施する中で、自殺のリスクを早期に発見し、関係機関と連携しながら支援を行います。	名瀬保健所 地域保健福祉課
地域での見守り・家庭 訪問	担当地域において、だれもが安心して暮らせる地域づくりのために見守り活動を行います。	民生委員・児 童 委員協議会
見守り活動	地域の各役員と連携を図り、地域の見守り活動を行い、気になる住民は関係機関へつなげます。	龍郷町 駐在委員会
相談支援事業	障がいのある人やその家族に対する相談やその調整を関係機関と連携しながら支援を行います。	奄美地区障が い等基幹相 談支援セン ター(ぴあリン ク奄美)
相談業務	中小企業等への経営指導や補助、相談を行い、必要な情報については関係機関につなげます。	龍郷町商工会
見守り活動	地域の見守り活動で、必要時には関係機関と情報共有を図ります。	大勝駐在所
総合労働相談	労働相談(給与、労働時間、解雇等)のみでなく、職場でのパワハラ・いじめに関する相談も受け付けています。	名瀬労働基準 監督署
相談窓口の周知・紹介	窓口にて、ストレスチェックシートの配布を行っています。また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(相談窓口)の紹介を行っています。	
生活保護受給者就労自 立促進事業	就労支援ナビゲーターが生活困窮者との面接を行い、個々の状況に応じて支援プランの策定、職業相談、職業紹介などの就労支援を行います。 生活困窮者を雇い入れた事業所を訪問し、就職後の職場適応・定着に向けたフォローアップを実施しています。	名瀬公共 職業安定所 (ハローワーク)
相談支援事業	通常の診療の中で個別の相談対応を行い、必要時には専門医や関係機関を紹介します。	大島郡医師会 奄美支部
診療を通じた支援	診療を通して個人・家族への支援を行い、緊急性の高い患者は必要に応じ入院・受け入れの検討・カウンセリングを行っています。また、院内カンファレンスを開き、意見交換や情報共有を行い、支援方法を検討していきます。 各種相談(医療費・経済問題援助(無料定額)・無料健康相談)等を毎月行っています。	奄美病院
相談支援事業	診療を通じて支援を行い、必要時には専門機関や関係機関と連携しながら支援を行います。	竜郷中央 クリニック



事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
服薬管理・健康相談	服薬指導や、町のくすり屋さんとして見守り活動や健康相談等の支援を行います。必要時には、関係機関と連携体制をとり支援します。	重野薬局
相談業務	通常の相談業務にて、自殺の原因となる多重債務や職場の人間関係問題についての助言、介入を行います。	そらうみ法律事務所 奄美事務所

### (3) 自殺未遂者への支援

関係機関や医療機関、警察等と連携し、自殺未遂者の支援を行います。

#### 【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
体制整備	救急告示医療機関及び精神科医療機関、警察、消防等と、調整検討を行い、自殺未遂者を把握し、適切な支援につなげ、自殺の再企図を防ぎます。	名瀬保健所 地域保健福祉課
自殺企図のある方への対応	自殺企図ある方と、その家族に対して再企図防止のため、助言や注意喚起等を実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。	大勝駐在所

### (4) 遺されたひとへの支援

鹿児島県では、大切な人を自死で亡くされた方が、つらく悲しい気持ちを語り合い支え合うことで生きる希望を取り戻していくことを目的とした「こころ・つむぎの会」を開催しています。必要に応じて「こころ・つむぎの会」案内を行います。

#### 【基本施策4 評価指標】

項目	現状 (2019)	目標 (2024)	担当部署 (関係機関)
相談窓口の周知活動	実施	継続	保健福祉課

## 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育の展開にあたっては、自殺予防の知識を授ける特別なプログラム（専門家の指導のもとに保護者等の同意を前提とする特別な授業）として位置づけるのではなく、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、学校の教育活動として位置づけ、保健師などの外部講師が授業を行うという形で実施していくことが考えられます。

今後、国の動向や他自治体の先進的な事例を参考にして、本町に合った取組の実施に向けた環境づくりを進めます。

### 【生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課等
保健講話の実施	講師の先生を招いて、命の大切さや薬物の怖さを各学校で講話を実施しており継続します。	教育委員会事務局
スクールソーシャルワーカーの配置	問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図っています。	
スクールカウンセラーの配置	児童生徒やその保護者、教員に対するカウンセリングを通して、それぞれの困り感について把握するとともに、それぞれの持つ長所や前向きな姿勢などを探りながら、児童生徒の成長や適応をサポートしています。	

### 【基本施策5 評価指標】

項目	現状 (2019)	目標 (2024)	担当部署 (関係機関)
町内の全ての小中学校においてSOSの出し方に関する授業を実施	未実施	1回以上／年	教育委員会事務局 保健福祉課

## 第2節 重点施策

### 1 若者

若者対策として、20歳代から30歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に自殺対策を進める必要があります。

若者対策は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。抱える悩みは多様ですが、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの状況にあった対策が求められます。

10歳代後半からは非就学の若者が増加することから、若者の就労、生活支援に関わる労働関係機関やこれらの世代に関連する機関、団体も支援に関係します。そのため、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携のもとで機能する支援が必要となります。

#### (1) ICTを活用した若者へのアウトリーチの強化等

インターネットやSNSの普及により、若者は対面による相談支援ではなく、検索によって情報を得たり、自身が困難な状況にあることを発信したりする場合があります。そのため、ICTも活用した若者への啓発やアウトリーチ策の強化を進めます。

#### (2) 若者自身が身近な相談者になるための取組

悩みを抱えた若者にとって、支援機関の相談窓口ばかりではなく、友人など身近な者も相談しやすい相手となりえます。相談者のピア（同じような立場にある者・仲間）となりうる者に対し、死にたい気持ちや悩みへの気づきと、悩み等を打ち明けられたときの対応力の向上を図り、相談者が自殺既遂に至った場合を含め、支援者の心の健康を維持するための仕組みづくりを行います。

#### (3) 社会全体で若者の自殺リスクを低減させるための取組

若者への支援は、原因・動機や、若者の立場に関連する諸施策とともに実行していきます。また、社会的弱者等への偏見をなくすための取組等も、社会全体の自殺リスクを低下させる上で求められるため推進します。さらに、母子保健事業における、社会的に弱い立場にある妊産婦や養育者への支援も、自殺対策の側面を持つため継続実施します。

## 2 高齢者

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。高齢者の自殺対策は、既存事業の拡充、未実施領域への対応や既存関連事業の活用や連携など、本町の実状に合わせた施策の推進が求められます。行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい傾向にあります。したがって、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図ることや、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタルの醸成を促進する施策を推進することが必要です。

### (1) 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制の整備を推進します。

### (2) 要介護者に対する支援

かかりつけ医や要介護者が利用する介護保険サービス事業所等との連携による介護者、家族を含めた包括的な支援の提供に努めます。

### (3) 高齢者の健康不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺原因として全国的に最も多い健康問題について、かかりつけ医や訪問看護師・保健師・民生委員などが巡回による相談を行う支援体制を構築していきます。

### (4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が自殺対策においても重要です。本町の高齢者居場所づくり活動として、高齢者サロン活動を実施しています。サロン活動を継続実施するとともに、高齢者の見守り活動・事業と連携し、様々な見守り活動を行っている地域住民や民間事業者に、孤独や孤立の予防、解消を目的とした高齢者のメンタルヘルスに対する知識の普及・啓発を行っていきます。

### 3 生活困窮者

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、効果的な生活困窮者支援対策が、包括的な生きる支援としての自殺対策ともなり得ます。

生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていく必要があります。

#### (1) 相談支援、人材育成の推進

保健・福祉・医療・労働・教育・司法・警察等関係機関、民間団体等によるネットワークづくりと情報共有、総合相談会の定期的開催、自殺対策の窓口と生活困窮者自立相談支援窓口の連携により、生活困窮を持つ自殺ハイリスク者に対する相談支援と、そのために必要となる人材育成を行っていきます。

また、生活困窮を含む生きる支援としての包括的な自殺対策推進のため、相談機関や関係機関の職員に対して、継続的かつ段階的なゲートキーパー研修を開催していきます。

#### (2) 居場所づくりや生活支援の充実

総合相談、寄り添い型支援等で把握された自殺ハイリスク者に対して、居場所を提供するとともに、生活支援も行っていきます。

#### (3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

生活困窮者は、自殺リスクを抱えていることが少なくありません。そこで、自殺対策におけるワンストップサービスによる支援、居場所づくりの取組の活用等は生活困窮者支援制度との連動性を考慮して実施するよう努めます。

## 第5章 生きる支援関連施策

自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であることから、庁内横断的に支援体制を推進していくことが重要です。そのため、各課の既存事業で自殺対策と関連のある事業を拾い上げ、リスト化します。これらの事業については、自殺対策の視点からの事業の捉え方を踏まえ、町の基本施策（5項目）及び重点施策（3項目）に基づき実施します。

### 【生きる支援関連施策の表の見方】

- (1) 担当課等**: 事業等を行う担当課等
- (2) 事業名（事務内容）**: 事業名、事務内容
- (3) 自殺対策の視点からの事業の捉え方**: 事業の概要及び事業における自殺対策の取組
- (4) 施策**: 本計画の5つの基本施策と3つの重点施策。具体的には以下のとおり。  
各事業で該当する施策に「●」をつけています。

施策名		表での表記
基本施策1	地域におけるネットワークの強化	ネットワーク強化
基本施策2	自殺対策を支える人材の育成	人材育成
基本施策3	住民への啓発と周知	啓発と周知
基本施策4	生きることの促進要因への支援	生きる支援
基本施策5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	児童生徒等対策
重点施策1	若者	若者
重点施策2	高齢者	高齢者
重点施策3	生活困窮者	生活困窮者

(1)

(2)

(3)

(4)

担当課等	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	若者	高齢者	生活困窮者
保健福祉課	母子健康手帳交付等	母子手帳交付時の妊婦との面接の際に妊婦アンケートを実施し、妊娠に対する気持ちやパートナーとの関係、経済状況等を確認しており継続します。また、必要な妊婦には保健師によりフォローを行います。	●			●		●		●



担当課等	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	若者	高齢者	生活困窮者
保健福祉課	母子健康手帳交付等	母子手帳交付時の妊婦との面接の際に妊婦アンケートを実施し、妊娠に対する気持ちやパートナーとの関係、経済状況等を確認する中で、必要な妊婦には保健師によりフォローを行います。	●			●		●		●
	妊婦健康診査 (医療機関委託)	妊婦健診や産後の状況により、支援が必要な妊産婦(育児サポート体制が少ない、育児不安が強い、産後うつ傾向のある妊産婦)については医療機関より情報提供を受けて、保健師・助産師によりフォローを行います。	●			●		●		
	産婦新生児訪問指導 (助産師委託)	産後うつの質問票をとり、産後のメンタル確認を行う中でフォローが必要な産婦に対しては、継続した訪問や電話相談を行います。	●			●		●		
	各種乳幼児健康診査・相談事業	母親の体調や育児支援・相談相手の有無の確認を行う中で身体面、精神面不調の方や育児支援がない方等は詳しく話を聞き、必要に応じてフォローを行います。	●			●		●		
	親子教室	育児相談や母親間の交流を通して、子育てに関する不安の解消につなげていきます。	●			●		●		
	婦人相談事業	配偶者やパートナーからのDV等の相談対応する中で、必要時は警察署等関係機関と連携して対応しており継続します。	●			●		●		
	ひとり親支援	母子・父子家庭では、様々な困難を抱えている場合もあり、孤立感を予防していく為に交流の場を設けたり、支援を行っており継続します。	●			●	●	●		●
	奄美地区自立支援協議会	医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策を展開する上で基盤ともなり得るため、更なる強化を図ります。	●	●						
	障害者差別解消支援地域協議会	センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修受講を推奨し、必要時に適切な機関へつなぐ等の対応に理解を深め、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していきます。	●	●						
障がい者虐待に関する相談(奄美地区地域障害者虐待センター)	虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へつないでいく接点にもなり得るため継続します。	●			●					

第5章 生きる支援関連施策

担当課等	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒等 対策	若者	高齢 者	生活 困窮 者
保健福祉課	地域活動支援センター（ゆらい）	センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修受講を推奨し、必要時に適切な機関へつなぐ等の対応に理解を深め、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していきます。	●	●						
	障がい者支援に関する業務	障がい者の抱える様々な問題に早期に気づき、必要に応じて適切な支援先へとつなげます。	●							
	障がい児支援に関する業務	障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として自殺リスクの軽減にも寄与し得るため継続します。				●	●	●		
	北大島地区地域生活困窮者自立支援推進協議会	生活困窮者自立支援事業と自殺対策関連事業との連携を強化するとともに、関連事業に関わるスタッフ向けの研修や共通の相談票の導入を検討します。	●	●						●
	基本健康診査（町民健診・特定健診・高齢者健診）の実施	健診を通して、自殺リスクが高いと思われる人は、必要な支援先へとつなぐと同時に、生きる支援についての相談先情報の提供ができるよう、医療機関の窓口生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配置します。	●		●			●	●	●
	65歳以上の基本チェックリストの実施	健診の内容にメンタルヘルスについてのチェック項目を設け、その健診結果を踏まえた支援を行うことを検討します。	●						●	
	健康づくりの啓発・訪問、相談事業	家庭訪問を実施することで生活面や健康面での不安の早期把握を進めます。把握されたケースに応じて適切な支援を行えるよう、窓口となる保健師を支える事務職員や社会福祉士による連携体制の整備を進めます。	●			●		●	●	●
	町民フェア	講演テーマで自殺対策を取り上げたり、来場者にリーフレットの配布を行うなど町民への啓発の機会として活用します。			●					
	ゲートキーパー養成講座	職員がゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を解決し適切な相談窓口につなげられるようになるため、職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。		●						
	多剤服用	過量服薬等の問題行動がみられるなど、自殺のリスクが高い者に対して、薬剤師と連携を図り、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行っていきます。	●					●	●	●



担当課等	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策								
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒等 対策	若者	高齢 者	生活 困窮 者	
保健福祉課	糖尿病重症化予防事業、重複多受診者訪問指導	訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行う中で、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行います。	●			●					
	精神保健福祉推進事業	職員や精神保健福祉ボランティアが気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、相談対応や訪問指導を行う職員や精神保健福祉ボランティア等にゲートキーパー研修受講を推奨します。	●	●		●					
	食生活改善推進協議会の活動支援	食生活改善の支援を通じて、個人の生活状況を把握するとともに、必要時には他の支援機関や窓口につなげていきます。	●								
	権利擁護の仕組みづくり	判断能力に不安を抱える方の中に、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性があるため、リスクの高い人の早期発見と支援につなげていきます。	●			●					
	地域包括支援センター総合相談	自殺リスクのある高齢者や家族などがいた場合に適切な機関につないだり支援を行うことができるよう、相談対応を行う職員にゲートキーパー研修受講を推奨します。	●	●						●	
	地域包括ケアシステムの推進	地域包括ケアシステムづくりを通じて、自殺リスクなど地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備し、地域住民の支え合いなど互助力の強化などにつなげていきます。	●		●	●		●	●	●	
	一般介護予防事業 (介護予防普及啓発事業)	介護予防を必要とする高齢者の把握や通いの場づくりを通じて、地域の孤立者や自殺リスクの高い住民を早期に発見し支援につなげていきます。また、住民に対し、うつ予防を通じて普及啓発を行います。	●		●	●			●		
	生活支援体制整備事業	支え合いマップづくりを行うことで、地域の孤立者や自殺リスクの高い住民を早期に発見したり、地区の住民同士の支え合い活動で支援につなげます。	●			●			●		
	たつごう在宅家族の会	自殺リスクのある家族などがいた場合に適切な機関につないだり支援を行うことができるように、運営者にゲートキーパー研修受講を推奨します。		●						●	
地域包括支援センター運営協議会	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会で共有することで自殺対策のことも念頭においた高齢者向け施策の展開につなげます。	●							●		

第5章 生きる支援関連施策

担当課等	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒等 対策	若者	高齢 者	生活 困窮 者
保健福祉課	認知症初期集中支援事業	認知症の家族に係る負担は大きく、介護の中で共倒れや心中とつながる危険性もあることから、自殺リスクの早期発見や適切な機関につないだりなどの支援を行います。	●			●			●	
	認知症サポーター、キャラバンメイト養成	認知症の家族に係る負担は大きく、介護の中で共倒れや心中とつながる危険性もあることから、サポーターやキャラバンメイトに自殺リスクのある家族などがいた場合に適切な機関につないだり支援を行うよう周知します。			●				●	
	男性料理教室	男性の独居者や退職者などは地域とのつながりが薄く孤立してしまう方もいることから、料理教室の参加機会を捉えて健康状態を把握し、必要時は適切な支援につなげます。	●						●	●
	民生・児童委員活動	同じ住民という立場から気軽に相談できるという強みを活かして、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として支援を継続します。	●			●		●	●	●
	高齢者無料バス乗車助成事業	申請に際して、高齢者相談窓口一覧などのリーフレットを配布するなどして周知に努めます。			●				●	
	龍郷町「食」の自立支援サービス	申請に際して、高齢者相談窓口一覧などのリーフレットを配布するなどし配布するなどして周知に努めます。また、自殺リスクのある高齢者や家族などがいた場合に適切な機関につないだり支援を行うことができるよう、宅配従事者にゲートキーパー研修受講を推奨します。		●	●				●	
	養護老人ホーム入所	養護老人ホームへの入所手続きの中で、問題状況の聞き取りなど自殺リスクにつながる家庭での様々な問題について早期に察知し、必要な支援先につなげます。	●			●			●	
	龍郷町在宅老人等緊急通報システム事業	申請に際して、高齢者相談窓口一覧などのリーフレットを配布するなどして周知に努めます。また、自殺リスクのある高齢者や家族などがいた場合に適切な機関につなげます。	●		●				●	
	児童扶養手当支給事務	申請の際に家庭環境や悩み等の聞き取りを行い、必要に応じて関係機関へつなげます。	●			●	●	●	●	●
ひとり親家庭医療費助成	経済的に余裕のない家庭が少なくないため、申請の際に家庭環境や悩み等の聞き取りを行い、必要に応じて関係機関へつなげます。	●			●	●	●	●	●	

担当課等	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策								
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	若者	高齢者	生活困窮者	
保健福祉課	子育て支援	保護者の心の変化に気付けるよう、保育所の送迎時等、積極的にコミュニケーションを図ります。また、気軽に子育ての状況や悩みを相談できるような信頼関係を築くことで、子育ての悩みに寄り添い、自殺リスクを防ぎます。				●		●			
	メンタルヘルスケア	職員を対象に定期的にメンタルヘルスチェックを行うとともに、職員間で悩み相談が出来るような関係性を築き、職場内の風通しをよくすることで、ひとりで悩んだり考え込んだりすることがないようにします。				●					
会計課	会計窓口業務	自殺予防のための相談窓口カードを役場農協窓口を設置し、啓発活動を行います。また、ゲートキーパー養成研修に職員が参加し、公金を支払いにくる町民の自殺につながるこころの不調を見逃さず、関係課へつなぎます。	●	●	●						●
総務課	総合窓口案内	来庁してきた方々がスムーズに用事ができるように案内しており、来庁者へのパンフレット等の配布を検討します。				●					
	職員の研修事業	職員研修をとおり、自殺予防に対する意識を高める研修を実施することを検討します。		●	●						
	職員の健康管理事務	職員の心身に関する相談があった際には、自殺に対する傾向などに留意して対応し、必要時には専門機関につなぎます。	●			●					
	自主防災組織活動活性化支援事業	隣保協会の精神に基づき力と心を合わせて助け合いながら、近隣住民のサポートを行います。	●			●					
建設課	公営住宅事務	住宅の入居者及び申込者は生活困窮者の割合が高い傾向にあることから、住宅使用料の滞納などに留意し、必要に応じて関係機関につなぎます。	●			●				●	
町民税務課	消費者行政	消費生活上の困難を抱える相談者は自殺の可能性が高いと思われるため、消費生活相談をきっかけに、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにします。	●			●					●
	町税・各種保険料の賦課・徴収	納税相談等から生活問題を把握し、生活状況に応じた納付計画の提案や関係機関と連携した支援を行います。				●					●

第5章 生きる支援関連施策

担当課等	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒等 対策	若者	高齢 者	生活 困窮 者
生活環境課	水道事業	使用料の徴収及び給水停止に係る事前訪問等の際に、支援対象者の自殺リスクに気づき、相談窓口等を周知し、必要に応じて相談機関につながります。	●			●				●
	生活排水処理事業	使用料の徴収の際に、支援対象者の自殺リスクに気づき、相談窓口等を周知し、必要に応じて相談機関につながります。	●			●				●
	生活環境の保全	野焼き等の苦情や相談への対応のなかで、苦情主の状況や状態から自殺に関連する情報を聞き取り、自殺リスクに気づくようにします。				●				
農林水産課	若手農家農業就労支援事業	担当職員が住民と関わる際に気づき・つながりの視点を持ち、必要に応じて保健福祉課と連携します。	●			●		●		●
	農業振興事業	担当職員が住民と関わる際に気づき・つながりの視点を持ち、必要に応じて保健福祉課と連携します。	●			●		●		●
企画観光課	地デジ使用料に関する相談	地デジ使用料の納付を促し、状況に応じて減免などの負担軽減措置を行い、必要に応じて関係機関につながります。	●			●				
	奄美自然観察の森 (管理運営)	来園者に声掛け等を行い、必要に応じて関係機関につながります。	●			●				
	空き家対策	空き家所有者の特定を進め、空き家の適正管理を促します。				●				
	駐在員に関すること	集落を代表する駐在員と密に連携を図り、集落内で孤立している住民等の情報収集等を行い、主管課と連携し、取組を行います。	●			●				
	男女共同参画社会づくり	性別に関係なく活躍できる社会の実現のための取組を推進します。				●				
	高校生バス通学費助成	経済的な負担軽減のため、高校へ通うためのバス通学費の全額助成を行っており継続します。				●	●			
	商工について	様々な経営課題等に対して話を伺い、解決案の提案や情報提供を行います。また、必要に応じて関係機関へつながります。	●			●				
議会事務局	陳情・要望書の受付	町民の不満に思っていること等について話を聞き、関係課へ連絡します。改善点等の協議を行い、町民がより快適に暮らすことができる町を目指します。	●			●				
	議会報告会の開催	報告会において龍郷町自殺対策計画について説明の機会を設けます。また、報告会参加者へのリーフレット配布により情報の周知を図ります。			●					

担当課等	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策								
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒等 対策	若者	高齢 者	生活 困窮 者	
教育委員会事務局	就学の援助など（小学校、中学校）	就学援助申請者の認定に関し、所得や経済状況の把握に努めます。									●
	特別支援教育就学奨励費（ことばの教室通級費を含む）	申請者の認定に関し、所得や経済状況の把握に努めます。									●
	保健講話の実施	講師の先生を招いて、命の大切さや薬物の怖さを各学校で講話を実施しており継続します。				●	●				
	奨学資金の貸し付け	奨学資金の貸付認定においては、申請者の状況把握に努めるため、選考委員会を開催し判定するよう留意していきます。					●				●
	スクールソーシャルワーカーの配置	ケース会議開催時は保健福祉課も出席して連携しており継続します。	●			●	●				
	スクールカウンセラーの配置										
	教職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員のストレスチェックを実施しメンタル不調の未然防止を図っており継続します。					●	●			
PTA 活動の支援・育成に関する事務	自殺問題についての講演をすることにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高め、相談先の情報提供などの啓発に努めます。			●		●					
土地対策課	地籍調査事業	土地をめぐるトラブル等に対し、直接介入することができないため、専門機関や法律相談等の紹介など関係機関へつなぎます。	●			●					
	財産管理	新規就農者や規模拡大を行う者を対象に、利用可能な町有地を農地や事業用地等として貸付けを行っており継続します。				●					
龍郷消防分署	防火対策及び活動	職員・団員研修の中に自殺企図に対する対応とフォローの講義等を設けることを検討します。また、救急出場時に自殺企図の恐れが感じられる場合、自殺防止につながるように、職員の知識習得に努めます。		●	●	●					
	事後検証会	事前事後の職員や団員の対応スキルが向上を図るため、自殺企図症例のうち既遂も含め、消防・救急事案に関わりがある場合は、内容を掘り下げて検証するように努めます。		●	●						
	救急救命士養成・研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図るため、救命士の養成研修において、自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設けることを検討します。		●	●						



第5章 生きる支援関連施策

担当課等	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒等 対策	若者	高齢 者	生活 困窮 者
龍郷町社会福祉協議会	総合福祉相談	生活での困りごと、介護の不安や悩み、福祉サービスなどの相談に応じ、必要な場合には専門機関へつなげます。	●			●				
	福祉サービス利用支援事業	福祉サービス利用の手続きや金銭管理・通帳管理などに困っている高齢者や障がい者が、安心して地域で暮らせるように支援を行っており継続します。				●			●	
	生活福祉資金貸付事業	民生委員と連携して低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、必要な資金貸付を行っており継続します。				●			●	●
	北大島くらし・しごとサポートセンター	仕事や生活について困りごとを抱える方及びその家族などの相談に応じ、支援が必要な方には、支援計画を策定し、必要な支援を行っており継続します。				●				●
	公益的活動の取組み (かごしまおもいやりネットワーク事業)	町内の社会福祉法人等の各種団体と連携・協働し、制度の狭間の生活困難など様々な生活課題を抱える方に対し、生活が自立できるように機能・資源、ネットワークを活用した相談支援事業を実施しており継続します。	●			●		●	●	●

## 第6章 計画の推進

### 1 推進体制

庁内横断的に自殺対策を推進するため、「龍郷町自殺対策推進本部」を設置し、計画の進捗管理を行います。また、関係各課の職員を構成員とする「庁内ワーキングチーム」及び関係機関、関係団体の代表者等を構成員とする「地域ネットワーク会議」を設置し、本町の自殺対策を総合的に推進します。

#### (1) 龍郷町自殺対策推進本部

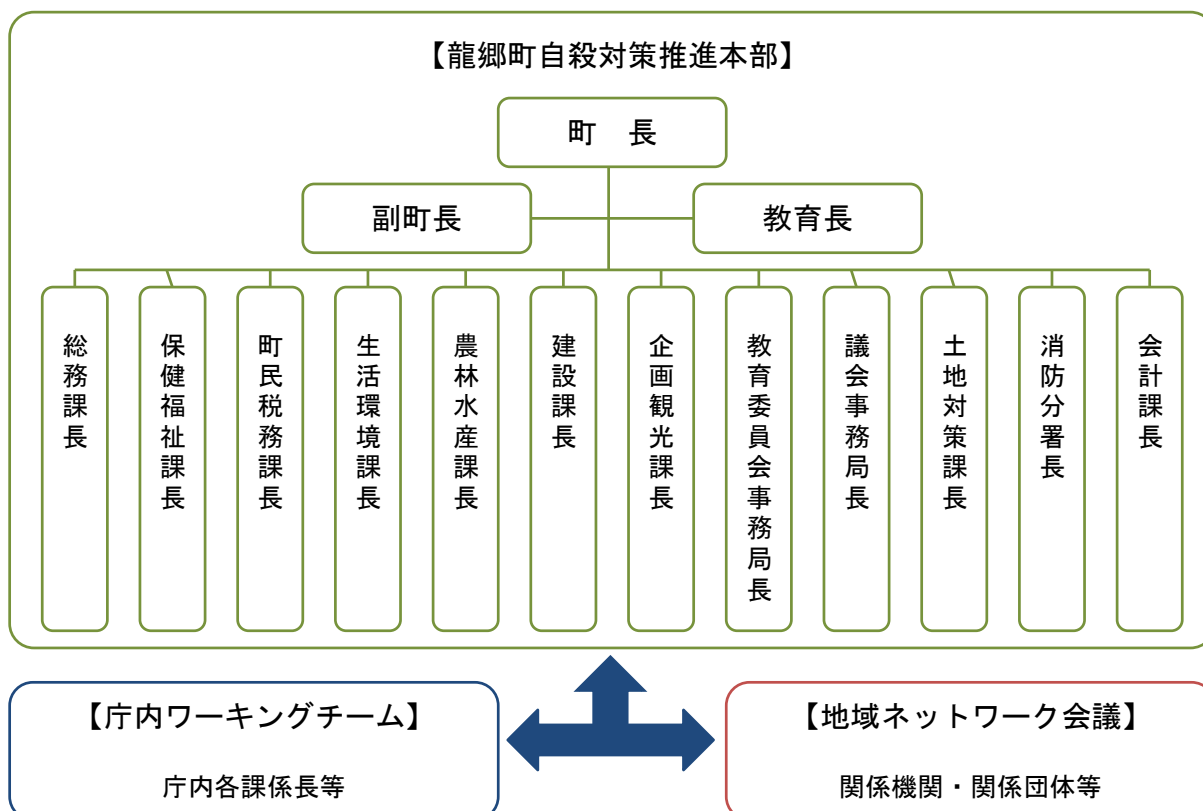
町長が本部長となり、課長を委員とした推進本部を設置し、本町の自殺対策の決定及び推進のため庁内の横断的体制を整えます。

#### (2) 庁内ワーキングチーム

自殺対策を推進するために、保健福祉分野だけではなく関連の深い関係課の係長及び担当職員を構成員として、本町の自殺対策を総合的に検討推進します。

#### (3) 地域ネットワーク会議

自殺対策を推進する様々な関係機関、地域と連携・協働し、包括的な支援を推進します。



## 2 町民等への啓発と周知

行政としての町民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、町民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。また、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

## 3 自殺対策を支える人材の育成

住民や様々な分野の関係者等に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

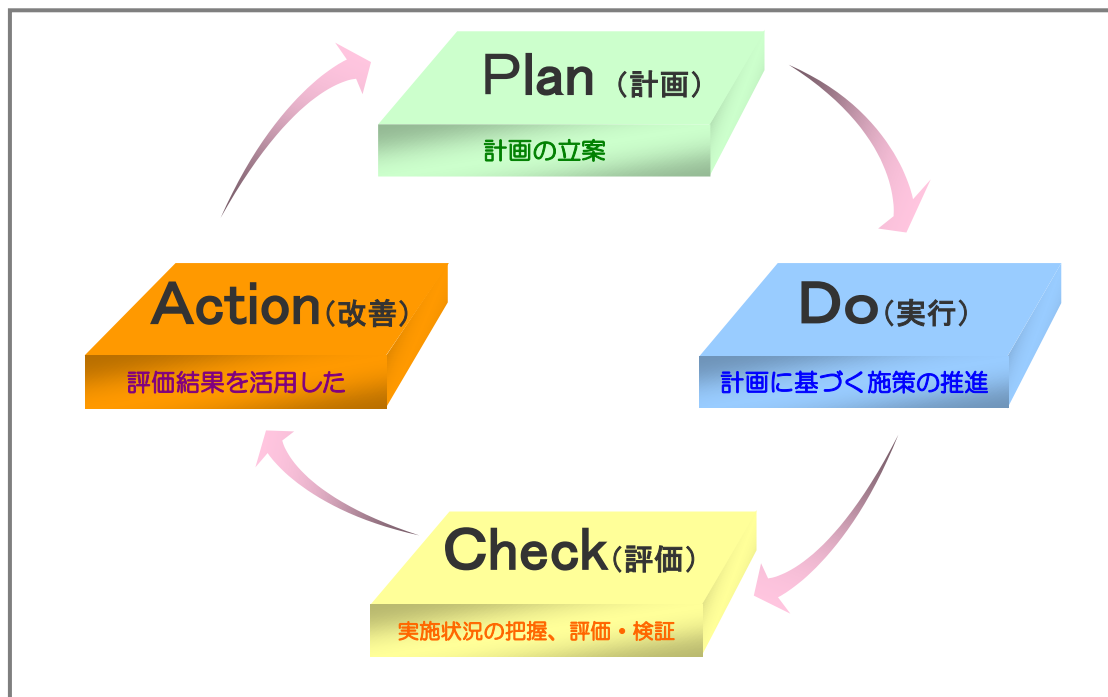
## 4 地域におけるネットワークの強化

自殺対策に係る連絡調整など地域における見守りや相談体制の充実を主な目的として「龍郷町自殺対策地域ネットワーク会議」を設置しています。

また、庁内関係部署で組織される「庁内ワーキングチーム」を設置し、庁内横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

## 5 計画の点検・評価

龍郷町自殺対策推進本部及び龍郷町自殺対策地域ネットワーク会議において計画全体の点検・評価を行うとともに、庁内ワーキングチームにおいて、各課から出された「生きる支援関連施策」の進行管理を行います。





## 資料編

## 1 龍郷町自殺対策推進本部 構成員

	職 位
本部長	町長
委 員	副町長
	教育長
	総務課長
	保健福祉課長
	町民税務課長
	生活環境課長
	農林水産課長
	建設課長
	企画観光課長
	教育委員会事務局長
	議会事務局長
	土地対策課長
	龍郷消防分署長
	会計課長

## 2 庁内ワーキングチーム 構成員

	課 名	役職等
1	総務課	課長補佐
2	保健福祉課	地域包括支援センター係長
3		介護保険係
4		障害福祉係
5		健康増進係
6	町民税務課	収納整理係
7	会計課	課長補佐
8	生活環境課	水道事業庶務係
9	農林水産課	課長補佐兼農業委員会次長
10		係長
11	建設課	係長
12		技師
13	議会事務局	係長
14	土地対策課	係長
15	企画観光課	係長
16	教育委員会	社会教育係
17	龍郷消防分署	係長

### 3 龍郷町地域ネットワーク会議 構成員

	団体名	役職等
1	竜郷中央クリニック	院長
2	大島郡医師会奄美支部	支部長
3	奄美病院 地域連携室・相談室	精神保健福祉士
4	あかおぎ歯科医院	事務長
5	重野薬局	薬剤師
6	そらうみ法律事務所奄美事務所	弁護士
7	奄美警察署大勝駐在所	巡査部長
8	奄美地区障がい者等基幹相談支援センター (ぴあリンク奄美)	所長
9	龍郷町社会福祉協議会	会長
10	名瀬労働基準監督署	労働基準監督官
11	名瀬公共職業安定所 (ハローワーク)	統括職業指導官
12	龍郷町商工会	会長
13	龍郷消防分署	署長
14	名瀬保健所 地域保健福祉課	技術主幹兼地域支援係長
15	民生委員・児童委員協議会	会長
16	龍郷町老人クラブ連合会	会長
17	龍郷町駐在委員会	会長
18	龍郷町 PTA 連絡協議会	会長

---

---

## 龍郷町自殺対策計画

---

令和2年3月

発行・編集

龍郷町 保健福祉課

〒894-0192 鹿児島県大島郡龍郷町浦110番地

TEL 0997-62-3111 FAX 0997-62-2535

---

---